

西崎エリア魅力向上事業 質問回答整理表（令和8年9月10日更新）

※ 本書は公募要項等に関して事業者から提出された質問および市の回答を取りまとめたものです。

質問回	No.	対象事業	該当書類	該当箇所	質問内容	回答
第1回	1	P-PFI事業	募集要項	P.28	建築可能面積について、運動公園では1000㎡程度、親水公園では1500㎡～2000㎡程度とあるが、都市公園法上の建ぺい率や工場立地法の緑地率等を考慮した数値という認識でよろしいでしょうか。また、工場立地法の緑地率においては、どの程度まで緑地を触ることができるのでしょうか。	建築可能面積は、都市公園法上の建ぺい率を踏まえた数値設定となっております。なお、国道331号線より西側の西崎親水公園においては、工場立地法における緑地（環境施設）としてその一部が緑地面積に算入されております。 緑地を触る範囲については、制限は設けませんが、工場立地法上の重複緑地とするために、可能な範囲で駐車場の緑化や屋上緑化等を行ってください。
第1回	2	P-PFI事業	募集要項	P.27	P.28の上部図においてオレンジの部分について「（便益施設）」の記載がありますが、P.27の第20条（1）の文面により便益施設も可能という解釈でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
第1回	3	西崎研修センター	募集要項	P.43	寝具（ベット、布団）、机椅子等の什器、厨房器具等あるが使用できないものを含め廃棄にかかる費用分担はどのようになりますでしょうか？	備品等については、優先候補者 最優秀提案者 （パートナー事業者）の選定後、基本計画の策定に向けた作業において、既存の机・椅子等の現況確認を行い、市と事業者の双方が「使用不可（老朽化・破損等による稼働不能）」とした既存の備品については、市の負担において撤去・廃棄処分を行います。ただし、継続使用が可能と確認されたもの、または事業者のコンセプトに基づき任意で入替を行う物品の更新・廃棄費用は、事業者負担となります。
第1回	4	共通	募集要項	P.11	【過去10年以内に本業務と類似した施設の建設工事実績を備える】とあるが、本事業においてはどのように捉えれば良いのか？	本要件における類似施設の実績とは、都市公園法に基づく「公募対象公園施設」または「特定公園施設」の整備（建設・改修）工事実績を指します。なお、当該実績は元請け・下請け等の契約形態を問いません。 また、応募グループ内に複数の建設担当法人（施工業者）が含まれる場合、あるいは共同企業体（JV）を組成して応募する場合は、建設JV内の複数法人で分担して満たすことが可能です。
第1回	5	共通	募集要項	P.19	【「㊸公募設置等計画（案）概要書」及び「㊹指定管理者事業計画概要書」、「㊺西崎研修センター改修運営事業計画企画提案書概要版」については、A4版、3ページ以内とすること。】とあるが、それぞれA4版、3ページ以内という事なのか？	お見込みのとおりです。
第1回	6	P-PFI事業	募集要項	P.22	【事前に市が提示する資料等で予見可能な範囲に限る】とあるが、市が提示する資料とはどこで確認が可能か？	建設課において、設計図面等の閲覧は可能となります。図面等閲覧の際は事前に建設課へ連絡願います。
第1回	7	P-PFI事業	募集要項	P.29	【500円/㎡・月 以上】とあるが、この数字を出した公式があればご教示頂きたい。	糸満市都市公園条例第14条関係別表第3に基づく金額で以下のとおりとなります。 設置料200円/㎡・月 管理料300円/㎡・月 計500円
第1回	8	P-PFI事業	募集要項	P.30	【営業時間は午前9時から午後10時までの間】とあるが、便益施設（レストラン等）の営業時間は、上記時間に合わせる必要はあるか？	午前9時～午後10時というのは糸満市都市公園条例第9条を準拠したもので、市長の承諾を得て変更は可能です。 ただし募集要項にもある通り、恒常的な深夜営業は原則不可します。
第1回	9	P-PFI事業	募集要項	P.32	【占用料 50円/㎡・月】とあるが、この数字を出した公式があればご教示頂きたい。	糸満市都市公園条例第14条関係別表第4に基づく金額で以下のとおりとなります。 占用料50円/㎡・月
第1回	10	P-PFI事業	募集要項	P.33	スポンサーを募り看板を設置する際に、禁止事項があれば予めご教示頂きたい。 （例）公園内に向けての看板は可、公園外に向けての看板は不可。施設内は可だが、施設外は不可等。	糸満市都市公園条例第5条にて広告等を表示することを禁止としております。ただしP-PFI等の許可にかかるものについてはこの限りではありません。ご質問のスポンサーから募るかたちのものは看板設置自体が公園内では不可となります。
第1回	11	指定管理者制度	指定管理の収支推移	-	パークゴルフ場利用料について、令和4年のみ計上されているが、その他各年の収支をご教示頂きたい。	14_（参考資料）利用状況_西崎運動公園等を参照ください。
第1回	12	指定管理者制度	指定管理の収支推移	-	自主事業収入について、令和2年度以降の各種スポーツ教室収入が、コロナ後も回復していない理由があればご教示頂きたい。	コロナ以降自主事業を活発に行っていないためだと思われます。
第1回	13	指定管理者制度	施設別利用状況	-	25mプール・レジャープールの利用人数の内訳をご教示頂きたい。	屋内プール・レクリエーションプールの利用人数内訳を提示いたします。 「質問No.13_西崎プール利用人数内訳」
第1回	14	指定管理者制度	募集要項	P.4	独自事業と自主事業の定義をご教示願います。	表記の不統一によりご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。P.4【実現に向けた戦略】2ボツ目「独自事業」を「自主事業」に修正いたしました。
第1回	15	共通	募集要項	P.14	より良い提案の実現の為、質疑回答の後に貴市との対話を設けて頂けないでしょうか。	公募手続きの公平性・透明性の確保およびスケジュールの遵守のため、公募期間における個別でのサウンディング（対話・面談）は実施いたしません。 なお、本公募においては計2回の質問機会を設けておりますので、質疑がある場合は指定の期間内にお寄せください。また、最優秀提案者の選定後は、同提案者との基本協定の締結に向けた協議（対話）の場を設ける予定です。
第1回	16	共通	募集要項	P.14	質疑回答を適切に理解し、内容を踏まえてコンソーシアム内でより良い提案としたい為、応募書類の受付を10月末までとして頂けないでしょうか。	令和9年4月からの新指定管理者への移行に向けたスケジュールとなっており、スケジュール遵守のため、公募期間の後ろ倒しは致しかねます。
第1回	17	共通	募集要項	P.15	提出書類について押印が必要な書類をご教示願います。	押印が必要な提出書類は以下のとおりとなります。 様式1-1 応募参加申込書（単独） 様式1-1―応募参加申込書（グループ）※代表団体の押印のみ 様式1-5 誓約書※構成員も提出 様式1-6 グループ協定書
第1回	18	共通	募集要項	P.20	選定委員について意図しない接触を避ける為に選定委員を公表して頂けないでしょうか。	選定委員の氏名等につきましては、審査の公平性・独立性を確保するとともに、委員への不当な働きかけや不要な接触リスクを防止するため、選定結果の公表時（または事業者の決定後）まで非公表としております。 なお、事業者の皆様が意図せず委員へ接触してしまう事態を防ぐため、市事務局から各選定委員に対し、現地説明会へ参加された事業者および質問票を提出された事業者名を事前に共有しております。
第1回	19	指定管理者制度	募集要項	P.21	施設や設備の損傷について経年劣化によるもの（200万円以下で小規模なもの）と記載が御座いますが、小規模の定義を超えているように見受けられます。上限を50万円以下と修正頂けないでしょうか。	地方自治法施行令の改正に伴い、工事の少額随意契約の上限額が130万円から200万円へ引き上げられたため、上限を200万円と設定しております。
第1回	20	指定管理者制度	募集要項	P.21	不可抗力については指定管理者側ではコントロール出来ない事象の為、市負担と指定管理者負担の割合を考慮頂けないでしょうか。	不可抗力に伴うリスク分担につきましては、指定管理者のコントロールが及ばない事象であることを考慮し、市と指定管理者における費用負担の範囲および割合について、双方で協議の上、基本協定書において定める方向で検討いたします。 なお、不可抗力による施設休館時の利用料収入減少に対し、収入減（利用料収入など）の補填はいたしません。
第1回	21	指定管理者制度	募集要項	P.22	不可抗力については指定管理者側ではコントロール出来ない事象の為、市負担と指定管理者負担の割合を考慮頂けないでしょうか。	P-PFI事業に係るものについては事業者負担の考えですが、原因が公園内の倒木等市が管理している施設からの不可抗力による被害であれば協議事項といたします。
第1回	22	西崎研修センター	募集要項	P.23	大規模修繕を指定管理者側の負担とされていますが、過度な修繕予算を見込むリスクが有り、事業予算に収まらない可能性が御座います。大規模修繕は市負担として頂けないでしょうか。	研修センターの再稼働に係る設計費・工事費・設備更新費及び事業期間中の維持管理・修繕費（大規模修繕を含む）は、原則として事業者負担となります。現時点で市独自の予算（一般財源等）による直接的な財政負担を行う例外的なケースは想定しておりません。ただし、すでに国の補助事業で整備された建物に対し、国等からの新たな補助金の導入が可能であると客観的に判断された場合に限り、当該補助金を原資として活用することについて、市とパートナー事業者が共同で検討する場合があります。また募集要項内の西崎研修センター改修運営事業のリスク負担区分の表において、「指定管理者負担」としていましたが、「事業者負担」が正となります。募集要項の当該箇所を修正いたします。

第1回	23	P-PFI事業	募集要項	P.23	小規模な修繕の定義を上限50万円以下として頂けないでしょうか。	No.19に同じ
第1回	24	西崎研修センター	募集要項	P.24	不可効力については指定管理者側ではコントロール出来ない事象の為、市負担と指定管理者負担の割合を考慮頂けないでしょうか。	自然災害等の不可抗力に起因する損害は、原則として事業者が加入する損害保険制度等により補填されるものと想定されます。保険等で補填できない既存躯体の大規模な損傷等により使用不可となった場合の対応、および双方の負担割合については、市と事業者で柔軟に協議のうえ対応を決定します。
第1回	25	西崎研修センター	募集要項	P.24	物価・金利変動について、指定管理者負担となっておりますが、長期契約の場合、物価や金利は指定管理者側ではコントロール出来ない為、一定を超える変動は市負担として頂けないでしょうか。	長期契約における社会情勢の変動リスクは原則事業者負担となります。ただし、極端なインフレや金利上昇により、既存インフラの活用が困難になるなどの使用不可避のリスクが発生した場合は、事業期間中の定期モニタリング等を通じて、市と事業者で柔軟に協議のうえ対応を決定します。
第1回	26	西崎研修センター	募集要項	P.24	指定管理者が予測できない瑕疵は市負担として頂けないでしょうか。	協議事項ではなく、募集要項第15条(3)に定めるリスク負担のとおり、原則としてすべて事業者の負担となります。本施設は平成9年竣工であり、経年劣化やアスベスト含有等のリスクが存在することは事前に予見可能な範囲となるため、発生し得る不足の費用リスクもあらかじめ投資・収支計画に織り込んだうえで企画提案してください。ただし、本事業では、事業者の初期投資リスクを考慮し、長期の事業期間を確保することに加え、優先候補者 最優秀提案者 （事業パートナー）との協議において、提案された改修・修繕投資の規模や収支計画とのバランスをふまえ、運営権対価（賃料等）の減免等を柔軟に検討することを想定しております。
第1回	27	指定管理者制度	募集要項	P.37	現指定管理者が実施している自主事業の詳細および事業収益をお示しいただけますでしょうか	自主事業の項目・収支を提示いたします。 「質問No.27_令和7年度自主事業詳細」
第1回	28	指定管理者制度	募集要項	P.40	現指定管理者の人員体制の詳細（配置場所ごとの人数、雇用形態）等をお示しいただけますでしょうか	現指定管理者組織図を提示いたします。 「質問No.28・58・75・87_指定管理者組織図」
第1回	29	指定管理者制度	様式	様式3-4	●シートは収支計算書と自主事業収支予算書となっておりますが、こちらは初年度のみでよろしいでしょうか	指定管理事業（自主事業を含む）における収支計画書の作成期間は、提案する指定管理期間に関わらず「初年度から5年度までの5年間」を提出してください。また、収支計画の試算にあたっては、現時点での物価上昇は収支計画に見込まないこととし、指定管理料についても5年間同一の提案とします。
第1回	30	指定管理者制度	様式	様式3-4	●収入および支出に新たな科目を追加してもよろしいでしょうか	様式内の経費の区分は、積算の実情に合わせて加除して構いません。ただし、あまりに大雑把な括り方をするとわかりにくくなるため、科目の加除を検討される場合、計画の内容を正しく示すことに努めてください。
第1回	31	西崎研修センター	募集要項	P.5	改修に関する費用負担（事業者負担を原則とする）等、とございますが、市が財政負担をされることもあると推察されます。現時点でどのようなことを想定されておりますでしょうか。	現時点で市独自の予算（一般財源等）による直接的な財政負担を行う例外的なケースは想定しておりません。ただし、すでに国の補助事業で整備された建物に対し、国等からの新たな補助金の導入が可能であると客観的に判断された場合に限り、当該補助金を原資として活用することについて、市とパートナー事業者が共同で検討する場合があります。
第1回	32	指定管理者制度	募集要項	P.6	これまでに避難所として開放された事例はございますでしょうか。また市および指定管理者の役割はどのようにご対応・整理されておりますでしょうか。	これまで避難所として開放された事例はございません。また、西崎運動公園・ロンドン杜公園は指定緊急避難場所として指定されており、開放された広い土地への一時的な避難場所のため、予め指定管理者において対応する業務は想定されておりません。
第1回	33	指定管理者制度	募集要項	P.7（2）①④	パークゴルフ場および陸上競技場の公認(更新)に係る手続き所有者である糸満市が実施する認識でよろしいでしょうか。なお、陸上競技場においては2025.4.14以降の次期更新に関するお考えをお伺いしたい。	パークゴルフ場の更新手続きはこれまで指定管理者にて行っております。 また、陸上競技場の3種公認更新は財政上の理由により更新を見送っております。
第1回	34	共通	募集要項	P.11	S P C組成を考えているが、市のお考えとして(2)の代表構成員と(3)の代表法人は同一であることを望まれているのでしょうか。	グループで応募する場合の代表法人とSPC（特定目的会社）を設立する場合の代表法人は、事業遂行及びガバナンスにおける中心的役割を担うため、同一としてください。 また、「代表構成員」「代表法人」「代表団体」と表記ゆれがあったところ、「代表法人」に表記を統一しました。
第1回	35	共通	募集要項	P.13	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、令和8年（2026年）8月13日（木）（予定）に市ホームページに掲載するものとする。とございますが、各質問者に対して予め個別に確認していただきますようお願いいたします。	本公募におきましては、すべての応募検討事業者様に対して同一の情報を等しく提供し、公平性・透明性を確保することを最優先としております。特定の事業者様と事前に回答内容を調整・確認することは、公平性の観点から公平・公正な手続を損なう恐れがあるため実施しておりません。 なお、募集要項等に記載のとおり、事業者様の独自の技術・ノウハウ・営業上の秘密等に関わり、権利や競争上の地位を害するおそれがあると判断されるご質問につきましては、質問文から特定の施策や事業者様が特定できないよう内容を抽象化した上で掲載いたします。
第1回	36	共通	募集要項	P.14	より良い提案の実現の為、質疑回答を適切に理解したく、質疑回答の後に貴市との対話の時間を設けて頂けないでしょうか。2回目質疑もございますが、検討いただけますと幸甚に存じます。	公募手続きの公平性・透明性の確保およびスケジュールの遵守のため、個別でのサウンディング（対話・面談）は実施いたしません。 なお、本公募においては再質問機会を設けておりますので、質疑がある場合は指定の期間内にお寄せください。また、最優秀提案者の選定後には、同提案者との基本協定の締結に向けた協議の場を設ける予定です。
第1回	37	共通	募集要項	P.15	⑦について、履歴事項全部証明書のごことでよろしいでしょうか。 ⑨、⑫、⑬について、「関係法令に定める様式」とはどのようなものを指しているか。 任意様式でも可としていただきたい。 ⑭について、納税証明書「その3の3」でよろしかったでしょうか。	⑦法人の登記事項証明書は履歴事項全部証明書をご提出ください。 ⑨直近2事業年度分の財務諸表、⑫今期（現事業年度）の事業計画書及び⑬直近2事業年度分の事業報告書については、任意様式で可とし、募集要項を修正いたします。 ⑭納税証明書については、納税証明書その3の3を提出ください。
第1回	38	指定管理者制度	募集要項	P.21	施設や設備の損傷に関する内容として、経年劣化によるもの(200万円以下で小規模なもの)について、本要項では200万円以下の範囲を事業者負担による「小規模補修」として整理されております。しかし、経年劣化等による修繕は継続的に発生する性質を有することから、当該区分による事業者負担が累積し、経営上の影響が大きくなる可能性があります。 前回(現指定管理期間)においては、1件あたり100万円を超えるものを「大規模」として区分されていたところであり、今回は事業者負担の範囲が相対的に拡大するものとなっています。このため、事業者負担の適正性の観点から、提示いただいた金額区分について再検討くださようお願い申し上げます。	No.19に同じ
第1回	39	指定管理者制度	募集要項	P.21	不可効力に該当する事象につきましては、指定管理者側では事前の回避措置や発生後の抑制が困難であり、運営上のコントロールが及ばない事由でございます。つきましては、当該不可効力に起因する費用負担について、市負担と指定管理者負担の割合につき再度ご検討いただくことは可能でしょうか。 不可効力の性質上、指定管理者の通常の注意義務では対応し得ない範囲であることから、適切なリスク分担の観点でご協議をお願い申し上げます。	No.20に同じ
第1回	40	共通	募集要項	P.30	「市は、納付された額を翌年度以降の公園整備等として活用する」とございますが、当該事業範囲への活用との認識でよろしいでしょうか。 また一定額を納付しない形でS P C が管理主体として、緊急対応費として内部留保することを認めていただけないでしょうか。 当該事業の範囲において、緊急対応のための限定的な運用とすることで安全管理に関して即応性が可能となります。この点は協定書に関する協議の段階で整理が可能ではないでしょうか。	本事業における収益の公園整備等への還元【公園魅力向上納付金（売上連動型）】は、当該事業範囲（都市公園、各体育施設等）への活用を想定しております。 また、同納付金は、原則は一定割合の納付になりますが、災害対応や緊急修繕等の目的に限り、市の事前承認や積立上限額の設定等を条件として、適切な範囲での内部留保することを提案可能です。協定における協議事項となることを前提とした提案としてください。
第1回	41	指定管理者制度	募集要項	P.37	駐車場の利用料金設定に関して、市の承認＝条例等で定めることとなるのでしょうか。 また、その場合の利用料金体系は一律となるのでしょうか。	条例で制定し、市の承認を得た上で利用料金を設定することとなります。また、利用料金体系については変動制を含め、指定管理者と協議の上、決定していく考えです。

第1回	42	指定管理者制度	募集要項	P.38～P.39	⑦について、本年度購入予定がある場合は、共有させていただきたい。 ⑧について、既備品台帳の内容において現況では管理運営に支障がないという認識でよろしいでしょうか。	購入予定はありません。既存の備品にて現管理運営では支障がないと認識しております。
第1回	43	指定管理者制度	募集要項	P.39	公園等の建物に対する火災保険以外に、例えば施設賠償保障保険などに加入されておりましたら補償内容も含めてご教示いただきたい。	建物総合損害共済がございます。保証内容については、火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災・雪災、土砂崩れの項目がございます。詳細については別紙資料参照ください。また、市民総合賠償保障保険もございますが、こちらは指定管理決定後に保険内容等詳細提示いたします。 「質問No.43_建物総合損害共済保険内容」
第1回	44	指定管理者制度	要求水準書	P.7	公園及び各施設において、各法令、規則等に沿った法令点検等を実施されてと思っています。本事業において指定管理者が担う項目について設備等も含め、各種一覧表をご提示いただきたい。また、保守の観点からその他必要に応じて実施された点検等がございましたら併せてご教示いただきたい。 建築物造物関係、消防関係、電気設備関係、水質・衛生関係、遊具・運動施設関係、その他されている点検報告書をご提示いただけますと幸いです。	令和7年度の点検報告書は建設課窓口にて閲覧可能です。 ・消防設備点検（体育館、球場、プール、陸上競技場） ・ウォータースライダー定期検査 ・プール水質検査 ・自動水質管理システム保守点検 ・簡易専用水道検査 ・白蟻防除 ・水質検査（4項目）、飲料水貯水槽清掃 ・プール機械保守点検 ・電気保安点検（毎月） ・ボイラー保守点検 ・浄化槽維持管理点検 ・1工区遊水池水質検査、洗浄消毒及びタンク清掃
第1回	45	指定管理者制度	要求水準書	P.8	「指定管理者は、自らが企画し、自らの財源をもって自主事業を実施することが認められる。」とございますが、指定管理者が直接的に実施する場合は施設利用料金を納めるという認識でしょうか。この場合、結果的には全体の純損益は変わらないと思いますが、見直しをご検討いただけないでしょうか。	収益事業となる場合は使用料を納付していただきますが、事業内容により減免措置は協議させていただくことになります。
第1回	46	指定管理者制度	要求水準書	P.8	自主事業が「施設の設置目的の範囲内」であれば、施設利用料金の減免等の考えはございませんでしょうか。（例えば、スポーツ施設でのスポーツ教室など） ※「指定管理者(総括)が必要と認めた催事等は減免できる」のような文言を現行減免規定に追記させていただきたく、市民などに対し安価で提供するためにも協議させていただけないでしょうか。	現行の減免規定の見直しについて検討を行うこととします。
第1回	47	指定管理者制度	要求水準書	P.8	現在の自動販売機設置に伴う台数及び使用料納付額をご教示いただきたい。	納付額の計算は、設置面積(1㎡)×500円/㎡・月×台数となります。
第1回	48	指定管理者制度	様式	様式3-4	収入計画の区分について、ハード事業とソフト事業はどのようなことを想定されておりますでしょうか。 ●●施設、●●イベントの「●●」は何を指しておりますでしょうか。	様式3-4「糸満市都市公園等自主事業に関する収支計画書」における「ハード事業売上」および「ソフト事業売上」の想定内訳および定義は以下のとおりです。それぞれの事業特性に応じた収入を区分して計上してください。 1. ハード事業売上（自主事業の展開において、公園内の空間、特定のエリア、移動販売スペース、施設・器具等を第三者（他事業者や一般利用客）に利用・貸出（サブリース・出店許可等）することで得られる収入。） 想定される主な内訳： ・キッチンカーやポップアップ店舗（催事・物販等）からの出店料・出店区画利用料収入 ・イベント主催者等へ公園空間や広場を二次貸出し（サブリース）した際の利用料・スペースレンタル料収入 ・自主事業等で活用するレンタル器具・備品・スポーツ用品等の貸出料収入 ・自動販売機、コインロッカー、有料駐車場等の設置に伴う手数料・売上収入 2. ソフト事業売上（事業者自身が企画・運営・実施するイベント、プログラム、サービス等のコンテンツ提供から直接得られる収入。） 想定される主な内訳： ・自主企画イベント、スポーツ大会等の参加費・チケット代収入 ・スポーツスクール、カルチャー教室、体験型アクティビティ等の受講料・参加費収入 ・自主事業内で事業者が直接実施する飲食提供、グッズ等の物販売上収入 ・自主事業等に伴う協賛金、広告掲載料収入
第1回	49	指定管理者制度	様式	様式3-4	その他の収入について、資料13の受託事業収入以外の認識でよろしいでしょうか。	様式3-4「糸満市都市公園等指定管理業務関する収支計画書」における管理収入として「指定管理料」と「その他の収入」を区別しておりますが、各事業者の実情に合わせ項目を加除して構いません。なお、参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移のとおりの収入区分としても差し支えありません。
第1回	50	指定管理者制度	様式	様式3-4	・設置許可使用料、・管理許可使用料、・行為許可使用料について、自動販売機、売店設置等の際に使用料を市に納付する必要性は一定理解しております。 一方で前記以外に関しましては、指定管理者が企画する自主事業に関しては(減免規定含め)市民などに対し安価で提供するためにも協議させていただけないでしょうか。	収益事業となる場合は使用料を納付していただきますが、事業内容により減免措置は協議させていただくことになります。
第1回	51	指定管理者制度	様式	様式3-4	支出総合計の備考に「※「収入合計」と金額が一致すること」とございますが、自主事業で得た利益の一部を指定管理業務に関する収支計画書に繰入する考えは可能か。包括的に受託する他事業(例えば研修センター運営計画)へ繰入することは認められないのでしょうか。要するに、包括的ではなく事業(指定管理事業や研修センター管理運営)ごとに完結させる必要があるのか伺いたい。	各事業単体で完結させる必要はありません。 本事業は各事業を一体的に発注するパッケージであるため、事業者全体の収支計画として事業間相互での収支補填・バランスを図る計画・提案を認めます。各様式への計上にあたっては、事業全体での収支バランスおよび資金の流れが把握できるよう、適宜、事業間の内部送金・費用分担等の考え方を備考欄等に明記の上、ご提出ください。
第1回	52	指定管理者制度	様式	様式3-4	支出計画の小計には施設管理運営費合計が計算式に入っておりませんが、何か意図はございますでしょうか。	ご指摘の箇所は算式設定漏れでした。ご指摘のとおり関数を次のとおり修正し、ホームページ上へ再掲載いたしました。 修正後の計算式：＝SUM(E13,E23,E29,E30)
第1回	53	指定管理者制度	別紙4(備品台帳)	-	体育館備品としてバドミントン用シャトルやボールが記載されておりますが、消耗品の認識ではなく、備品の扱いとして現数量を常備する必要があるということでしょうか。(陸上競技場の巻尺整備用油、石灰、パークゴルフ場の貸し靴。)	消耗品としての認識で問題ありませんが、一般利用に支障がない範囲で常備することとします。
第1回	54	指定管理者制度	別紙4(備品台帳)	-	各公園の草刈機とプロアーはシルバーが使用との記載につきまして当該備品の扱いについて確認したい。	シルバー人材センターは現指定管理者の構成員であるため、指定管理者変更時には次期指定管理者へ備品の引渡を行います。
第1回	55	指定管理者制度	別紙4(備品台帳)	-	水泳プールおよびパークゴルフ場のタイムカード機はどのような扱いになっているのか伺いたい。	備品としての扱いとなります。
第1回	56	指定管理者制度	資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移について	-	支出の部、R7納付金(額)は市に納付された金額は示された¥5,452,300円の認識でよろしいでしょうか。一方、他年度において純損益がプラスにも関わらず納付金が計上されておりますが、その理由をご教示いただきたい。	こちらの納付金は指定管理者にて委託管理をしている屋内運動場の利用料金収入です。屋内運動場はR7から一般供用開始しているため他年度に記載がありません。また、納付金については別途資料があるためこちらに記載がされていません。
第1回	57	指定管理者制度	資料23設置管理許可施設一覧		既存設置管理許可施設について、記載されている物件の取り扱いについては、今後どのような取扱いになるか現時点でのお考えをお伺いしたい。	今後も設置管理者にて管理を行っていただきます。なお、期間満了後は現状復旧とする予定です。
第1回	58	指定管理者制度	-	-	既存施設の管理運営の人員配置体制及び再委託されている各業務について、ご教示いただけますようお願いいたします。	現指定管理者組織図を提示いたします。 「質問No.28・58・75・87_指定管理者組織図」

第1回	59	西崎研修センター	-	-	包括事業全体の収益で投資回収することは可能とする手法は認められますでしょうか。	本事業全体での収支バランスによる投資回収および一定の相互補填は認めます。 ただし、本事業の趣旨である「公園全体の魅力・利便性の向上への還元」を前提とするため、収益事業で得られた利益のすべてを研修センターの投資回収のみに充当させ、公園側への還元を行わないような計画は不可とします。
第1回	60	共通	-	-	各質問に対する回答の公表の有無に関して、予め質問者への確認をお願いいたします。	No.35に同じ
第1回	61	指定管理者制度	募集要項	P.5	指定管理期間は「令和29年（2047年）3月31日を最長とし」と示されていますが、具体的に設定する事業期間については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。また、事業期間の提案については、 提案書内において事業者の任意様式・記載方法にて表現・提出する形でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。 なお、事業期間の設定については、P-PFIの認定公募設置等計画の有効期間及び指定管理の期間、並びに西崎研修センター改修運営事業の満了日は、原則、同日であることにご留意ください。
第1回	62	共通	募集要項	P.11	応募の無効事由および失格要件において「選定委員会委員への直接・間接を問わない故意の接触」が挙げられております。意図しない接触による不利益を防ぎ、審査の透明性を確保する観点から、選定委員の氏名・所属等の詳細についてお示しいただけますでしょうか。	No.18に同じ
第1回	63	指定管理者制度	募集要項	P.12	最優秀提案者選定後、NPO 法人糸満市体育協会等との実務上の業務協力に関する協議が認められています。本事業参画にあたり公平な競合環境を担保し、かつ実現可能で精度の高い管理運営体制・コスト試算を行うためには、現行の管理業務状況の把握が不可欠です。つきましては、委託費に計上されている管理運営業務、芝管理業務、グラウンド整備業務等の具体的な業務仕様書および委託金額実績の詳細・内訳を開示いただくことは可能でしょうか。	指定管理者の委託業務については令和7年度実績資料を参照ください。市での委託業務金額については開示可能ですが、業務仕様書や実績の詳細・内訳については、情報開示請求での開示となります。 「令和7年度西崎球場グラウンド整備委託業務¥3,168,000-」 「令和7年度芝管理委託業務¥7,590,000-」 「質問No.63・92_令和7年度実績委託費」
第1回	64	共通	募集要項	P.19	「⑨公募設置等計画（案）概要書」及び「指定管理者事業計画概要書」、「西崎研修センター改修運営事業計画企画提案書概要版」については、A4版、3ページ以内とする」とされていますが、各提案書（20ページ以内）の作成において、A3判の用紙を使用する場合のページ数の換算方法（例：A3判1枚＝A4判2枚分としてカウントする等）について具体的な枚分としてカウントする等）について具体的にご教示ください。また、提案に際し、企業名また、提案に際し、企業名が特定できる表現（会社名・ロゴマーク等）のが特定できる表現（会社名・ロゴマーク等）の使用は可という認識で良いでしょうか。	各提案書（20ページ以内）の作成においては、A3判での作成を前提としているため、A3表面一枚につき1ページ換算となります。（両面を使用する場合は、2ページ換算となります。） また、提案に際し、提案された事業計画の具体性、実施体制の確実性、ならびに事業遂行における計画の蓋然性を総合的かつ厳正に評価・把握することを重視しております。そのため、提案主体のみならず、構成法人・協力法人等の実績やノウハウ、体制等を正確に審査に反映できるよう、事業者名を特定できる表現を一律で制限することはいたしません。
第1回	65	共通	募集要項	P.20	プレゼンテーション及びヒアリング審査について、事業者側の出席可能人数および所属要件についてご教示ください。また提出済提案書の内容を逸脱しない範囲での追加資料の可否、模型・パネル・動画等、提案内容以外の演出効果により評価が左右されるおそれのある資料を使用したプレゼンテーションの禁止等、実施詳細についてご教示ください。	プレゼンテーション・ヒアリング審査に関する審査要領を市ホームページにて、令和8年8月20日（木）を目途に公表いたします。
第1回	66	共通	募集要項	P.20	プレゼンテーション審査の円滑な実施を目的として、審査日前の相当数に事業者による会場視察およびプロジェクターへの接続テストの機会を設けていただくことは可能でしょうか	審査日前の事前テストの機会は設けませんが、事業者の皆様が円滑に発表できるよう、市事務局にてスクリーン、プロジェクター、およびHDMIケーブルをご用意のうえ審査当日のプレゼンテーション直前に接続確認の時間を設けますので、市の機材をご利用いただくほか、当日の準備時間内で設置可能であれば事業者様側でプロジェクター等の機材をご持参・ご使用いただいても差し支えありません。
第1回	67	指定管理者制度	募集要項	P.21	募集要項第15条および第30条(1)において、急激なインフレ等による指定管理料の改定協議が規定されています。昨今の物価・人件費・光熱水費等の著しい変動を踏まえ、より安定的な事業継続を図るため、著しい変動の有無にかかわらず「2年に1度の定期的な指管理料の改定協議機会」を設定いただくことは可能でしょうか。また、当該改定協議の対象について、物価・人件費のみならず、事業者側の経営努力によらない「利用料金収入（自主事業を除く）の変動」も含めて協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	現在のところ、「著しい変動の有無にかかわらず2年に1度の定期的な改定協議機会」を設定することは予定していません。改定協議は、物価・人件費・光熱水費等の著しい変動が認められた場合に、市と指定管理者の協議により個別に判断するアプローチを採用しています。 ただし、指定管理期間中の経営環境の変化に対応する必要性は認識しており、選定後の基本協定書締結時に、改定協議の判断基準や協議頻度等の詳細について、市と選定事業者の間で協議・合意することは可能です。
第1回	68	指定管理者制度	募集要項	P.21	第15条に示す「①施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更（協議事項）」と「②当該事業に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更等（指定管理者負担）」の区分について、以下2点をご教示ください。 1. 各区分に該当する具体的な法令・制度変更の想定例（建築・消防・労働法・税制等）および判断基準をお示しください。 2. 「①直接影響を及ぼす法令変更」に伴い追加経費が発生した場合、事業者の不可避なリスクであるため、原則として市が費用負担（指リスクであるため、原則として市が費用負担（指定管理料の増額改定等）を行うという認識で定管理料の増額改定等）を行うという認識でよろしいでしょうか。	1. 法令変更の区分と具体例 ・建築基準法・消防法の改正：施設の構造基準や安全設備の強化に伴う改修・設備投資が必要となる場合 ・労働安全衛生法の改正：新たな安全基準への対応や設備投資が必要となる場合 ・障害者差別解消法等の改正：バリアフリー対応の強化など、施設利用に関する基準変更 ・環境関連法令の改正：廃棄物処理基準やエネルギー効率基準の強化 2. 追加経費発生時の費用負担 ・協議対象となる条件：追加経費が「指定管理者の経営努力では対応不可能」であることが前提です。 ・費用負担の判断：市が全額負担するか、指定管理者と市で負担を分担するかは、協議の中で個別に判断されます。 ・原則的な考え方：施設の基準変更に伴う必須経費については、市が相応の負担を行うことを想定していますが、「原則として市が全額負担」とは明記されていません。
第1回	69	指定管理者制度	募集要項	P.21	第15条において「不可抗力（自然災害や公衆衛生上の事態等による本事業の変更、中止、延期、臨時休業等により生じる損害及び増加費用）」が指定管理者負担とされています。大規模災害や感染症流行など、事業者の責めに帰することができない不可抗力事由による損害等については、安定的な事業継続の観点から市にて費用負担（指定管理料の改定や補填措置等）を行っていただくことが適切と考えますが、市としてのご認識および協定等へのリスク緩和規定（協議規定）の策定可能性について、ご教示下さい。	募集要項に記載されている不可抗力リスクの指定管理者負担という規定は、「自然災害や公衆衛生上の事態等による本事業の変更、中止、延期、臨時休業等により生じる損害及び増加費用」の基本的なリスク分担を示したものです。 しかし、ご指摘の通り、大規模災害や感染症流行などの社会全体に影響を及ぼす不可抗力事由については、事業者の経営努力では対応不可能な性質を持つため、市と指定管理者の協議対象となる可能性があります。 また、協議規定の策定可能性については本公募の募集要項では、リスク分担の基本的な枠組みを示していますが、募集要項等に定めない詳細事項や、提案内容の実現に必要な条件等については、最優秀提案者の選定後に行うプロセスにおいて、本市と最優秀提案者との間で協議の上、基本協定書に反映・規定するものとします。
第1回	70	指定管理者制度	募集要項	P.21	リスク負担表において1件あたり200万円を超える修繕は市負担とされ、第31条(2)では指定管理者の修繕費は「1件200万円以下、年間下限1,000万円以上」と規定されています。1件200万円を超える修繕費、および突発的な修繕が重なり年間累計額が事業者の提案額（または下限額）を大幅に超過した分の費用については、原則として市が全額負担するという理解でよろしいでしょうか。	突発的な修繕が重なり年間累計額が下限額（1,000万円）を超過した場合の取扱いについては、以下の通りです。 1件200万円以下の修繕の累計が下限額を超過した場合： ・指定管理者の提案額の範囲内であれば、指定管理者が負担します。 ・提案額を超過した部分については、市と指定管理者の協議対象となります。
第1回	71	指定管理者制度	募集要項	P.21	市が実施する大規模修繕等に伴い施設が利用不能となった場合の「収入の減少等」の補填について、対象となる収入には指定管理業務に係る利用料金収入だけでなく、事業者が実施・計画する「自主事業収入」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	市が実施する大規模修繕等に伴い施設が利用不能となった場合の補填対象は、指定管理業務に係る利用料金収入が基本となります。 自主事業収入の補填対象については、選定後の基本協定書締結時に、市と選定事業者の間で協議での対応となります。

第1回	72	P-PFI事業	募集要項	P.22	P-PFI 事業における設計リスクに関し、市が提示した条件・要求水準・提供資料の不備、ならびに事業者が合理的な事前調査を実施しても予見不可能であった既存施設の状態（隠れた瑕疵・老朽化等）に起因する設計費増加・工期延長リスクは市負担、事業者の適切な調査により把握可能であった事項に起因するものは事業者負担という整理でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、リスク分担の基本原則としてはお示しの整理で差し支えありません。 ただし、具体の適用にあたっては行政としての公平性および客観性を担保するため、以下の条件・手続きを前提とします。 1.事前調査の妥当性 「予見不可能であった事項（隠れた瑕疵等）」と判断するためには、事業者様が専門業者として通常求められる標準的かつ適切な事前調査・現地確認を実施していたことが前提となります。 2.事態発覚時の即時通知と協議 提供資料の不備や隠れた瑕疵等を発見・疑念が生じた場合は、速やかに市へ書面にて通知し、対応方法・費用負担・工期等について両者協議の上で決定するものとします。 3.費用・工期の最小化義務 市負担となる場合であっても、事業者は増額費用および延長工期が最小限となるよう合理的な取組・工夫を行うものとします。
第1回	73	P-PFI事業	募集要項	P.22	P-PFI 事業における改修工事リスクに関し、市が提示した条件・提供資料の不備、ならびに合理的な事前調査では把握困難であった既存施設の重大な構造的瑕疵・法令不適合・想定外の老朽化・劣化に起因する工事費増大・工期延長リスクは市負担という整理でよろしいでしょうか。	No.72に同じ
第1回	74	指定管理者制度	募集要項	P.36	施設別業務一覧として西崎親水公園、その他公園に「利用許可申請の受付、利用許可書の交付及び利用料の徴収」が記載されていますがこれらについては専用利用時の事務という理解でよろしいでしょうか。	糸満市都市公園条例第3条に係る事務となります。
第1回	75	指定管理者制度	募集要項	P.36	その他公園および体育施設における業務（受付、利用指導等）について、適切な業務体制の構築・人員配置計画の策定・事業費試算に必須であるため、本事業対象施設のうち、現在どの施設に受付・管理人員（常駐または巡回）が配置されているか、現行の人員配置実績および配置体制の開示をお願いできますでしょうか。	現指定管理者組織図を提示いたします。 「質問No.28・58・75・87_指定管理者組織図」
第1回	76	指定管理者制度	募集要項	P.37	第30条（1）において急激なインフレ等による 指定管理料の改定協議が規定されています。物価・人件費・水道光熱費等の将来予測が不確実な状況下において、適切かつ安定的な事業運営を継続する ため、改定協議を行う際の具体的な判断基準 ・指標（例：物価上昇率が〇%を超えた場合等）および協議頻度（例：2年ごとの定期協議等）について市のお考えをご教示ください。	事業者決定後、基本協定締結時に協議いたします。
第1回	77	指定管理者制度	募集要項	P.38	別紙 4「備品台帳」に関し、台帳の作成年月日および直近の廃棄・新規取得状況等の正確なデータをお示しいただけますでしょうか。事前の備品状態や補填コストが把握できない場合、現実的な収支計画の策定が不可能です。つきましては、応募段階で備品の現物確認機会が設けられるか、ならびに指定管理開始時に台帳との不一致や重大な不備・故障が判明した場合の市による補充・修繕等の負担方針をご教示ください。	現在の備品台帳は毎回更新されておらず正確なデータを提供することは困難ですが、現在支障なく公園管理運営できていることから重大な不備や故障等はないと考えております。仮に重大な不備や故障が判明した際には市、指定管理者双方で協議いたします。
第1回	78	指定管理者制度	募集要項	P.39	「公園等の事故・火災等に対する第一次的責任は指定管理者が有する」との規定に関し、損害の発生について帰責事由（過失・欠陥等）が市または第三者にあると明確に判明している場合は、指定管理者の賠償責任から除外される場合、指定管理者の賠償責任から除外されるという理解でよろしいでしょうか。また、手るという理解でよろしいでしょうか。また、手配すべき保険の補償範囲は「引受保険会社が配すべき保険の補償範囲は「引受保険会社が認定する法律上の損害賠償責任」の範囲内に認定する法律上の損害賠償責任」の範囲内に限定される認識で相違ないかご確認させてく限定される認識で相違ないかご確認させてください。	損害の発生について帰責事由（過失・欠陥等）が市または第三者にあると明確に判明している場合は、指定管理者の賠償責任から除外される。という理解で相違ありません。 保険の補償範囲： 手配すべき保険の補償範囲は、「引受保険会社が認定する法律上の損害賠償責任」の範囲内に限定される認識で相違ありません。
第1回	79	指定管理者制度	募集要項	P.39	利用者ニーズ・満足度調査（月2回以上の利用者数調査、年1回以上のアンケート、年2回程度の連絡会議等）について、 過去年度からのトレンド比較・客観的評価の継承および実現可能な調査体制を設計するため、現行の実施方法、調査項目、使用フォーマット等の資料を開示いただくことは可能でしょうか。	利用者ニーズ・満足度調査につきましては、本公募（次期指定管理）からの新たな取り組みとして実施するものであるため、過去の集計結果および指定の調査様式等はございません。 なお、調査の実施時期、頻度、対象者、調査手法および設問項目（様式案）等につきましては、施設の魅力向上や課題把握に効果的な方法を、ご提案ください。
第1回	80	共通	募集要項	P.42	第 35 条(2)「事業継続困難時の措置」において、指定管理者の責めに帰すべき事由による取消規定が規定されていますが、市側に帰責事由がある場合や双方の協議を要する事項については言及されていません。基本協定書等の締結段階においては、本項目に限らず双方対等な立場として、官民連携の趣旨に基づき双方向の協議の上で規定を定めるという理解で相違ないかご教示ください。	お見込みのとおりです。 募集要項等に定めのない詳細事項や、提案内容の実現に必要な条件等については、最優秀提案者の選定後に行うプロセスにおいて、本市と最優秀提案者との間で協議の上、基本協定書に反映・規定するものとします。
第1回	81	指定管理者制度	要求水準書	P.7	新指定管理期間（令和9年4月1日以降）の施設利用に関して、現指定管理者が指定期間満了前に事前に収受した利用料金（前受金）および予約情報について、新指定管理者へ全額精算・引き継ぎが行われるという理解でよろしいでしょうか。	事前に収受した利用料金及び予約情報については、引継ぎを行うという理解で問題ございません。
第1回	82	指定管理者制度	要求水準書	P.8	自主事業の例示として記載されている「デジタルを活用した情報発信（ SNS ・HP ・動画配信等）」について、直接的な広告収入等を伴わない純粋な施設案内・利用促進・周知を目的とした広報活動は、自主事業ではなく指定管理（標準受託業務）の範囲として提案して差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
第1回	83	共通	要求水準書	P.8	第2章7「職員の配置」において規定されている指定管理業務の「総括責任者」について、常勤・非常勤 要件の有無、および他業務（ P-PFI 事業や他施設管理等）との兼務の可否についてご教示ください。	総括責任者の常勤・非常勤の要件や兼務の可否については事業者の判断（任意提案）といたします。
第1回	84	指定管理者制度	要求水準書	P.14	現指定管理者から新指定管理者への引継業務の実施に際しては新指定管理者からの提案に基づき市の承認が得られることを前提に一定期間の休場日を設けることは可能でしょうか。	引継ぎ期間として休場日を設けることは調整可能だと思われますが、なるべく休場日を設ける事を避けるため、毎週月曜日の休館日や業務と並行しながらの引継ぎが望ましいです。なお、休場日を設ける場合には、市都市公園条例第10条第3号のとおり、市長の承認を得る必要があります。
第1回	85	指定管理者制度	要求水準書	P.20	夜間警備業務に関して、巡回頻度や警備体制、対象となる特定の施設指定の有無について、事業者の任意提案によるものと理解してよろしいでしょうか。市として必須とする夜間警備対象施設・エリアがあればお示しください。	お見込みのとおりです。事業者の任意提案といたします。
第1回	86	指定管理者制度	要求水準書	P.24	体育施設等に配置が求められている「責任者（主任1名）」と「芝・黒土管理者（専任技術者 2名）」について、資格・実務経験要件を満たす場合、責任者と技術者の兼務は可能でしょうか。	要求水準書において両職種とも「常時配置」を求めているため、兼務では常時配置の要件を満たすことができないため認められません。
第1回	87	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	実現可能かつ適正な人員配置計画および人件費試算を行う前提データとして不可欠であるため、参考資料 13 の人件費における現在配置 人員体制・雇用形態・内訳詳細を開示いただけますでしょうか。	現指定管理者組織図を提示いたします。 「質問No.28・58・75・87_指定管理者組織図」
第1回	88	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	支出項目における「管理費（総務管理費）」について、平成 30 年度および令和 2 年度のみ計上されている理由および当該費用の定義をご教示ください。	指定管理者からの報告書様式の違いによるもので、平成30年および令和2年は総務管理費として諸謝金や雑費が計上されておりました。

第1回	89	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	消耗品費の積算精度を高めるため、対象施設および主な使用用途ごとの内訳実績をお示しいただけますでしょうか。	プール用品や清掃用品、体育施設用品となっております。内訳についてはこちらに資料がないため提示できません。
第1回	90	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	施設ごとのエネルギーコスト試算および省エネ提案の策定に不可欠であるため、直近における施設別の電気・水道・ガス燃料別の使用量および金額実績をお示しいただけますでしょうか。	令和7年度実績資料提示いたします。現管理者より頂いた資料で一部決算資料との相違がでている可能性がございます。ご了承ください。 「質問No.90_令和7年度光熱費明細表」
第1回	91	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	支出項目に挙げられている「原材料費」の具体的な内容・費用の定義についてご教示ください。	原材料費は公園の遊具周りの砂、球場の黒土や砂などとなっております。
第1回	92	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	「委託料」について、委託業務および適正な予算出のため、現行の委託料の具体的な委 業 務・契約内容 ・委託料の内訳 をお示しいただけますでしょうか	令和7年度実績資料提示いたします。 「質問No.63・92_令和7年度実績委託費」
第1回	93	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	「賃借料」について、賃借機器の重複発注を防ぎ、適正な予算算出のため、現行の賃借料の内訳をお示しください。	令和7年度末時点の賃借機器は、トイレ脱臭機・AED・券売機・コピー機・防犯カメラ・水道節水機となっております。
第1回	94	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	「消耗備品費」について、適正な予算算出のため施設別の内訳金額をご教示ください。また令和6年度に400万円以上計されている理由および年度ごとの金額変動の要因について、ご教示ください。	令和7年度実績を参考資料として提示いたします。令和6年度では指定管理者にて車両の購入や芝刈り機の購入を行っているため400万円以上となっており、各年度ごとに必要な消耗備品を指定管理者にて購入しております。 「質問No.94_令和7年度消耗備品費」
第1回	95	指定管理者制度	参考資料13西崎運動公園等_指定管理の収支推移	-	「諸謝金」について、具体的な支出内訳、および令和元年度に160万円以上計上されている理由についてご教示ください。	指定管理者自主事業によるプール講師2名の謝礼金となっております。
第1回	96	指定管理者制度	参考資料14利用状況_西崎運動公園等について	-	正確な利用料金収入の予測および減免制度に伴うリスク評価を行う上で不可欠であるため、管理対象施設ごとの「利用区分別（個人・専用、市内・市外、年齢別）」の利用料収入内訳、ならびに「減免適用実績（適用対象別の件数・減免額）」の詳細データを開示いただけますでしょうか。	令和7年度実績資料提示いたします。現管理者より頂いた資料で一部決算資料との相違がでている可能性がございます。ご了承ください。 「質問No.96_令和7年度施設別利用状況」
第1回	97	指定管理者制度	様式	様式3-4	様式 3-4「指定管理者事業収支計画書」について、本様式は単年度分の記載形式となっておりますが、全事業期間分の収支計画書を別途提出する必要はなく、また現時点で年度ごとの物価変動を見込まず全事業期間を通じて統一の指定管理料を提案する認識でよろしいでしょうか。	No.29に同じ
第1回	98	共通	募集要項	P.11～P.12	指定管理の共同企業体、P-PFIの共同企業体、西崎研修センター（スポーツロッジ）の共同企業体をそれぞれ異なる構成で組成し、全体として1つの応募グループとして提案することは可能でしょうか。	応募可能です。それぞれの事業領域ごとに最適な実績やノウハウを有する事業者と個別JVを組成した上で、1つの応募グループとしてご提案いただくことは差し支えありません。 ただし、事業全体の確実な遂行および行政との協議窓口の一本化、ならびにリスク管理の観点から、代表法人の設置と相互運動の解除条項への対応、グループ内の役割分担及び連携体制の明確化を前提とします。
第1回	99	共通	募集要項	P.12	応募法人は他の応募団体の代表法人又は構成法人となることができないとされていますが、協力企業、業務協力先、テナント候補、金融機関、FC候補等も重複参加禁止の対象となりますか。	協力法人（協力企業）、業務協力先、テナント候補、金融機関、FC候補等の重複参加は禁止対象とはせず、重複して参画・協力することを認めます。 ただし、複数の応募グループへ重複して参画・協力する場合は、公募選定の公平性・透明性を確保するため、重複して参加する者は、秘密保持の徹底、提案内容の独自性の確保、実現性の確保について十分に注意するよう促してください。
第1回	100	共通	募集要項	P.12	参加申込後の構成法人変更は不可とされていますが、協力企業、業務協力先、テナント候補等の追加・変更は可能でしょうか。	協力法人（協力企業）やテナント候補等の変更については、選定後の協議により変更可能な範囲に含まれます。 ただし、選定評価の対象となった提案の価値やサービス水準・集客力等を維持する観点から、無条件での変更は認められません。やむを得ない事情により変更が生じる場合は、あらかじめ市の承認を得ることとし、当初提案と同等以上の実績や事業履行能力を有する法人・店舗への変更であることなどが条件となることが想定されます。また、変更後の事業者が当初提案と同等以上の集客力・実績・事業実現性を有していないと本市が判断した場合は、変更を認めない又は選定を取り消すことがあります。
第1回	101	共通	募集要項	P.11～P.12	代表法人、構成法人、協力企業、業務協力先、テナント候補の定義、提出書類、責任範囲をご教示ください。	各法人の定義、提出書類及び役割の取扱いはい以下のとおりとします。主に行政との契約当事者となるか否かによって区分されます。提出書類および事業体制の構築にあたっては、以下の定義に基づき役割分担を明確にしてください。 1. 代表法人 定義： グループを代表し、事業全体を統括する法人です 提出書類： 全ての参加申込書関連書類・応募制限関連書類、応募資格関係書類（該当する法人のみ） 役割・責任： 市との協議・契約手続きの主窓口となります。SPCを設立する場合は筆頭出資者となり、事業全体の進捗管理、リスク管理、および履行に関する最終責任を負います。 2. 構成法人 定義： 代表法人とともにグループを結成し、自らの専門領域（設計、施工、指定管理、店舗運営等）の事業を直接分担して履行する法人です。 提出書類： 全ての応募制限関連書類、応募資格関係書類（該当する法人のみ） 役割・責任： 市と締結する基本協定等の契約当事者となり、SPCを設立する場合は出資を行います。提案した分担業務の履行および事業全体の遂行について、代表法人とともに直接的な責任を負います。 3. 協力法人（協力企業） 定義： グループの直接の構成員とはならず、代表法人または構成法人から業務を受託または支援・協力を行う法人・団体です。 提出書類： 関心表明書・協力意向書を任意添付 役割・責任： 市との直接の契約当事者にはならず、出資義務や市に対する直接の法的責任は負いません（代表法人または構成法人と個別の業務委託契約等を締結します）。テナント候補、特定の専門業務の受託予定者、地域連携団体などがこれに該当します。
第1回	102	P-PFI事業	募集要項	P.11	建設業務を実施する法人について、①糸満市競争入札参加資格「建築工事」、②糸満市指定給水装置工事業者、③建築工事に係る特定建設業許可、④過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者を含むこととされています。これらは1法人がすべて満たす必要がありますか。それとも建設JV内の複数法人で分担して満たすことも可能でしょうか。	1法人で満たす必要はありません。 ①糸満市競争入札参加資格「建築工事」、②糸満市指定給水装置工事業者、③建築工事に係る特定建設業許可、④過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者、⑤糸満市下水道排水設備指定工事店は建設JV内の複数法人で分担して満たすことが可能です。
第1回	103	P-PFI事業	募集要項	P.11	建設業務を実施する法人について、所在地が糸満市内であることは要件でしょうか。市外又は県外企業であっても、必要資格・許可・実績を満たせば参加可能でしょうか。	建設業務を実施する法人については、所在地が糸満市内であることは要件に含まれておりません。市外又は県外企業であっても必要資格・許可・実績を満たせば参加可能となります。
第1回	104	P-PFI事業	募集要項	P.11	「過去10年以内に本業務と類似した施設の建設工事実績」とは、公園施設、駐車場、園路、広場、舗装、インターロッキング、トイレ、休憩施設、スポーツ施設等の整備実績を含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.4に同じ
第1回	105	P-PFI事業	募集要項	P.11	類似施設建設工事実績について、元請実績のみが対象でしょうか。JV構成員としての実績、下請実績、専門工事実績も対象となりますか。	No.4に同じ

第1回	106	P-PFI事業	募集要項	P.11	類似実績は、応募グループ内のいずれかの構成法人が有していればよいでしょうか。協力企業の実績でも認められますか。	過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者は、建設工事を実施するいずれかの構成法人が満たす必要があります。また、協力法人（協力企業）の実績では認められません。
第1回	107	P-PFI事業	募集要項	P.11	建築一式工事の特定建設業許可を有する企業を代表に置き、舗装・土木・管工事企業を構成法人として加える建設JV体制は認められますか。	可能です。ただし、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する建設JV全体で①糸満市競争入札参加資格「建築工事」、②糸満市指定給水装置工事事業者、③建築工事に係る特定建設業許可、④過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者、⑤糸満市下水道排水設備指定工事を満たす必要があります。
第1回	108	指定管理者制度	募集要項	P.12	応募時点で、NPO法人糸満市体育協会を「選定後の業務協力予定先」又は「地域連携予定先」として提案書に記載することは可能でしょうか。	可能です。なお、応募時点で、NPO法人糸満市体育協会を「選定後の業務協力予定先」又は「地域連携予定先」とする場合には、同会との協議の状況、具体的な協力業務内容について明らかにしてください。
第1回	109	指定管理者制度	募集要項	P.12	最優秀提案者選定後に、NPO法人糸満市体育協会と業務協力協定、一部業務委託契約、地域連携協定等を締結し、指定管理業務の一部に参画させることは可能でしょうか。	可能です。最優秀提案者選定後にグループの構成法人としての参画は認められませんが、業務協力協定、一部業務委託契約、地域連携協定等を締結し、指定管理業務の一部に参画させることは認めます。
第1回	110	指定管理者制度	募集要項	P.12	NPO法人糸満市体育協会を応募グループの構成法人として参画させる場合、他応募団体への構成法人又は協力企業としての参加は不可となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
第1回	111	指定管理者制度	募集要項	P.12	NPO法人糸満市体育協会が複数応募者に対し、一般的な意見交換、現場ノウハウの説明、地域連携に関する助言を行うことは、重複参加に該当しますか。	NPO法人糸満市体育協会が複数応募者に対し、一般的な意見交換、現場ノウハウの説明、地域連携に関する助言を行うことは、重複参加に該当しません。重複参加とは、応募グループの構成法人が、他応募グループの構成法人として参加することを指します。
第1回	112	P-PFI事業	募集要項	P.30	特定公園施設は任意提案とされていますが、提案対象は例示された駐車場・園路・広場・サイン・トイレ・照明等に限定されますか。休憩スペース、日除け、ベンチ、植栽、歩行者動線改善、駐車場精算設備等も提案可能でしょうか。	可能です。特定公園施設の設置については、募集要項に示した対象に限らず公園施設の利便性向上に資する提案を歓迎します。
第1回	113	P-PFI事業	募集要項	P.30	特定公園施設の整備可能範囲は原則として公募対象公園施設の整備範囲内とされていますが、既存駐車場や周辺園路など、公募対象公園施設と一体利用される範囲の改修提案は可能でしょうか。	可能です。なお、特定公園施設を原則公募対象公園施設の整備範囲内とするのは、特定公園施設として建物を整備する場合の規定となります。
第1回	114	P-PFI事業	募集要項	P.30	特定公園施設の整備費用は全額事業者負担とされていますが、市による費用負担、指定管理料への反映、収益還元額との相殺、又は段階整備は可能でしょうか。	特定公園施設の整備は任意提案であることを前提として、取り扱いは以下のとおりとします。 本市の直接的な金銭負担を伴う提案や、会計処理上、本市への収益還元額と特定公園施設の整備費用とを直接相殺する提案は認められません。ただし、事業者の収益計画に応じた柔軟な提案として、自主事業等で得た収益を財源として特定公園施設の整備費に充当する計画や、事業期間を通じた段階的な整備を行う提案は可能です。
第1回	115	P-PFI事業	募集要項	P.30	特定公園施設は原則として整備後に市へ無償譲渡するものとされていますが、市との協議により事業者が所有したまま管理運営を行う場合の対象施設・条件をご教示ください。	本市との協議により特定公園施設を事業者の所有として管理運営を行う場合、対象となる施設の条件は以下のとおりとします。 一体性および効用増加：公募対象公園施設と構造的または機能的に一体不可分であり、主に当該収益施設の効用や利便性を増加させることを目的として整備される施設であること。
第1回	116	P-PFI事業	募集要項	P.30	特定公園施設の引渡しは公募対象公園施設ごとの供用開始日までとされていますが、段階的な供用開始・段階的な引渡しは可能でしょうか。	特定公園施設の整備時期については、原則として対応する公募対象公園施設の供用開始日までに供用開始していただくことを基本とします。 ただし、事業全体の魅力向上や利用需要に応じた段階的な投資計画など、事業計画上の合理的な理由があり、かつ公園利用者の安全性や利便性に支障がないと認められる場合に限っては、本市との協議の上、段階的な整備および供用開始を可能とします。 段階的整備を想定される場合は、その理由、具体的な整備スケジュール、および工事期間中の安全管理計画・公園利用への配慮事項等を提案書に明記の上、ご提案ください。
第1回	117	P-PFI事業	募集要項	P.30	既存施設等の解体撤去を行う場合、認定計画提出者の負担とされていますが、市が老朽化対策として予定している更新・撤去工事との関係をどのように整理すればよいでしょうか。	既存施設等の解体・撤去に関する本市と事業者との役割分担および費用負担の取扱いは、以下のとおり整理します。 1. 本市が実施（費用負担）する解体・撤去 ・本市が公共施設管理等の観点からあらかじめ計画している既存施設の撤去・更新工事につきましては、本市の予算および責任において実施します。 ・本市が実施する撤去工事の完了後、当該敷地を事業者に引き渡します。 2. 事業者が実施（費用負担）する解体・撤去 ・対象施設・範囲以外の解体・撤去（事業者の提案に基づく独自の空間再編、追加的な施設の撤去、本市の計画時期より早い段階での解体要求等）に伴う費用は、すべて認定計画提出者の負担となります。 なお、事業者の提案内容と本市の解体撤去計画のスケジュールや対象範囲に調整が必要な場合は、選定後の協議において取り扱うものとします。
第1回	118	P-PFI事業	募集要項	P.30	既存駐車場を含めた有料化、イベント時料金、一定時間無料、施設利用者割引、月極・定期利用、キャッシュレス精算等を提案することは可能でしょうか。	「月極利用」を除き、すべて提案可能です。各項目の取扱いは以下のとおりです。 ・月極利用：特定区画の排他独占的な利用（月極契約）は、都市公園の公有性の観点から認められません。 ・定期利用：区画を固定しない「定期券・時間常限定バス」等は提案可能です。一般利用を阻害しない販売上限等の設定が前提となります。 ・イベント時料金：混雑緩和や目的外駐車防止を目的とした特別料金（変動料金制等）の提案は可能です。 ・一定時間無料：送迎や短時間利用に配慮した「入庫後〇分無料」等の設定は可能です。 ・施設利用者割引：公園内施設（店舗・体育施設・研修センター等）の利用者に対する割引・減免措置の提案は可能です。 ・キャッシュレス精算：利便性向上・混雑緩和の観点から、各種キャッシュレス決済の導入提案を推奨します。
第1回	119	P-PFI事業	募集要項	P.30	駐車場を新設する場合、既存駐車場と一体利用可能な計画とすることとされていますが、既存駐車場の区画再編、舗装更新、動線変更、ゲート設置、サイン更新等を提案することは可能でしょうか。	提案可能です。公園全体の利便性・安全性の向上や適切な管理運営に資する再整備提案を歓迎します。 ただし、バリアフリー及び安全性の確保、大型車・イベント時への対応に配慮した計画・提案としてください。
第1回	120	P-PFI事業	募集要項	P.30	駐車場収入は指定管理者の利用料金収入、自主事業収入、又はP-PFI収益のいずれとして整理されますか。	駐車場収入（利用料金）は、全て指定管理者の利用料金収入とします。
第1回	121	P-PFI事業	募集要項	P.30	駐車場有料化に伴う料金設定は、条例改正、議会議決、市長承認等が必要でしょうか。必要な手続きをご教示ください。	本事業における駐車場の有料化および管理運用の開始にあたっては、優先交渉権者の選定後、本市において主に以下の手続きを実施する予定です。 ①糸満市都市公園条例の改正（市議会の議決を得る必要があります。） ②駐車場の利用料金の額、および市民割引、障がい者減免等の減免基準に関する市の承認手続き
第1回	122	P-PFI事業	募集要項	P.29	公募対象公園施設として、コンビニ、飲食、売店、休憩施設、宿泊関連施設等を提案することは可能でしょうか。	本事業における公募対象公園施設については、西崎運動公園及び西崎親水公園のいずれのゾーニングの範囲においても便益施設（コンビニ、飲食、売店、休憩施設、宿泊関連施設等）の整備に関する提案が可能です。
第1回	123	P-PFI事業	募集要項	P.9	公募対象公園施設の設置管理許可期間は20年程度とされていますが、投資回収の観点から、更新・延長・再許可の余地はありますか。	本事業における事業期間は、公募対象公園施設の設置許可日から令和29年（2047年）3月31日までを最長とし、設計、工事、事業完了前の公募対象公園施設の解体・撤去及び原状復旧に要する期間を含むとしていますが、認定有効期間の終了後においても、都市公園法第5条第2項の要件を満たしている場合、都市公園法第5条第1項の許可を行うことが可能としております。

第1回	124	P-PFI事業	募集要項	P.29	P-PFI施設のテナント、FC、飲食事業者等は、応募時点で確定している必要がありますか。選定後に詳細協議・契約締結することは可能ですか。	応募時点において、テナントやFC事業者等との正式な契約締結まで完了している必要はありません。 選定後に詳細協議を行い、正式な契約を締結することは可能です。ただし、提案の実現性および客観性を評価するため、以下の取扱いとします。 ・応募・審査時： 提案書には想定する業種・業態等を明記してください。なお、具体的な候補事業者との出店意向書（LOI）等が添付されている提案は、事業の実現性・確実性の観点から評価の対象となります。 ・選定後の変更制限： 提案時に明示した主要なテナントやFC事業者等について、選定後に事業者の都合により変更が生じる場合は、本市の事前承認が必要となります。 ・不承認時の取扱い： 変更後の事業者が当初提案と同等以上の集客力・実績・事業実現性を有していないと本市が判断した場合は、変更を認めない又は選定を取り消すことがあります。
第1回	125	P-PFI事業	募集要項	P.29	P-PFI施設の所有者、運営者、テナント、FC事業者が異なる体制は認められますか。	提案可能です。 民間ノウハウやブランド力を活用した多角的な運営体制の提案を妨げるものではありません。ただし、事業実施にあたっては一括責任の所在、サブリースや運営委託、FC契約等の締結における本市の事前承認及び関係主体に対する公募条件・基本協定の遵守事項の徹底などの条件を遵守してください。
第1回	126	P-PFI事業	募集要項	P.29	公募対象公園施設の設置場所について、募集要項上の想定区域以外であっても、公園利用者の利便性向上に資する場合は提案可能でしょうか。	公募対象公園施設の設置は、指定されたゾーニングの範囲内に限ります。 ただし、ゾーニングの範囲外における公園利用者の利便性向上に関する提案については、公募対象公園施設としてではなく、特定公園施設としての整備提案、または指定管理業務（自主事業等）の管理運営提案の範囲内でご提案いただくことは可能です。
第1回	127	西崎研修センター	募集要項	P.44	西崎研修センターについて、提案時点では改修内容・投資規模・運営期間・賃料等を概略提案とし、選定後協議により詳細条件を確定する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。応募段階では、実現可能性のある概略的な企画提案及び投資方針等をご提示いただき、優先候補者 最優秀提案者 （パートナー事業者）選定後に、市と事業者が協議により詳細条件を確定することとなります。
第1回	128	西崎研修センター	募集要項	P.44	西崎研修センターの改修費は全額事業者負担が原則でしょうか。市負担、補助金活用、指定管理料への反映、又は市との費用分担は可能でしょうか。	お見込みのとおり、全額事業者負担が原則となります。市独自の予算（一般財源等）による直接的な財政負担や指定管理料への反映は想定しておりませんが、事業者の初期投資リスクを考慮し、長期の事業期間を確保することに加え、優先候補者 最優秀提案者 （事業パートナー）との協議において、提案された改修・修繕投資の規模や収支計画とのバランスをふまえ、運営権対価（賃料等）の減免等を柔軟に検討することを想定しております。
第1回	129	西崎研修センター	募集要項	P.43	宿泊、浴場、飲食、研修、スポーツ合宿、物販、地域交流等の複合機能を導入することは可能でしょうか。	複合機能を導入することは可能です。ただし、企画提案にあたっては、市民や事業者の研修・交流・宿泊等の建物の本来の設置趣旨・目的（国の産業再配置促進補助金の処分制限等の範囲内）を大きく逸脱しない範囲であることが前提となります。なお、具体的な複合機能の構成やスペース等の配置計画については、優先候補者 最優秀提案者 （パートナー事業者）選定後の協議において詳細を確定することとなります。
第1回	130	西崎研修センター	募集要項	P.44	西崎研修センターを指定管理範囲、P-PFI、設置管理許可、賃貸借、PFI的手法等のいずれで取り扱う想定でしょうか。	お示しのとおり、複数の事業手法を候補として想定しており、公募段階で固定しているものではありません。優先候補者 最優秀提案者 （パートナー事業者）選定後の協議において、最も適した手法を協議の上決定いたします。
第1回	131	西崎研修センター	-	-	西崎研修センターの既存図面、建物診断資料、アスベスト調査、設備台帳、過去修繕履歴、休館理由、法適合状況等を提供いただけますか。	「西崎研修センター現況調査業務 報告書（令和3年6月）」及び「西崎研修センター図面（CAD）」データは、希望者に対して貸与いたしますので物品借用書に必要事項記載の上、窓口（企画部政策推進課）にて受け取りをお願いします（その他の開示可能な資料についても同様）。
第1回	132	西崎研修センター	-	-	宿泊施設として再開する場合、旅館業法、消防法、建築基準法、用途変更等について、市として想定している手続き・課題はありますか。	各手法的適合の手続きや行政調整については、選定されたパートナー事業者が主体となって進めていただきます。詳細設計や各種申請のプロセスにおいて、既存設備が法的基準を満たせず使用不可、または、更新必須と判明したものの取扱いについては、協議において誠実に対応を協議いたします。
第1回	133	西崎研修センター	-	-	西崎研修センターの一部に活用された産業再配置促進補助金について、補助対象財産ごとの財産処分制限期間、満了日及び未満了財産の有無をご教示ください。また、改修、用途変更、貸付け又は収益事業への活用に伴う財産処分承認及び補助金返還・国庫納付の要否並びに関係資料（交付決定通知書、取得財産等管理台帳等）の開示可否をご教示ください。	財産処分制限期間は47年、満了年は令和26年（2044年）となっております。西崎研修センターの整備・工事に關する補助対象経費のすべてが未満了財産に該当します。本事業における財産処分の手続きにあたっては、経済産業省の包括承認制度を活用することを想定しております。 整備から概ね10年以上が経過している補助対象財産については、すでに補助目的を達成したものとみなされ、原則として市から国への報告等をもって国の承認があったものとみなす包括承認の対象となります。 包括承認が適用される場合、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取り扱いをしないこと、および国庫納付（補助金の返還）を求めないこととされております。 ただし、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償での譲渡や有償貸付（収益事業としての活用等）を行う場合においては、事業者において国庫負担相当分の負担が生じる可能性がありますのでご注意ください。交付決定通知書および取得財産等管理台帳等の関係資料につきましては、行政文書の保存年数が経過しているため、現在は不存在となっており、開示することはできません。
第1回	134	P-PFI事業	募集要項	P.30	公募対象公園施設や自主事業等で見込まれる収益を原資とした公園への還元について、金銭納付、修繕、備品購入、植栽管理、イベント実施、特定公園施設整備等の現物還元も認められますか。	提案可能です。 本事業では、公募対象公園施設等の運営や自主事業により得られる収益を公園の維持管理や魅力向上に還元することを求めています。還元手法については、金銭納付（公園魅力向上納付金）だけでなく、指定管理業務の要求水準を上回る現物還元（修繕、備品購入、植栽管理、イベント実施、特定公園施設等の整備等）についても事業計画書において提案が可能です。
第1回	135	P-PFI事業	募集要項	P.30	収益還元額は、売上、営業利益、純利益、又は一定額など、どの基準で設定する想定でしょうか。	本事業における収益還元（公園魅力向上納付金や自主的な還元施策等）の基準については、市から一律の基準を固定で指定するものではありません。事業者が想定する投資規模や資金計画、収支予測等の投資回収計画に基づき、持続可能な事業運営が担保される最も適切な還元基準・算出方法および還元内容を事業計画書にてご提案ください。市としては、ご提案いただいた内容の評価した上で、選定後の協議・合意を経て最終的な決定を行うことを想定しております。
第1回	136	P-PFI事業	募集要項	P.30	収益還元は、P-PFI施設、自主事業、駐車場、スポーツロッジ等の各事業単位で算定するのでしょうか。それとも事業全体で算定するのでしょうか。	事業全体で算定するか、各事業単位で算定するかについても、提案事業者の事業計画および会計区分等の提案に委ねます。本事業における収益還元の算定範囲については、市から一律に指定するものではありません。事業者が想定する事業スキーム、資金計画、各事業の収支構造や管理体制を踏まえ、最も合理的な算定範囲および方法を事業計画書にてご提案ください。 なお、いずれの提案においても、各事業の収支の内訳や共通経費の配賦基準など、算定の客観性および透明性が確保されていることが前提となります。ご提案内容を踏まえ、選定後の協議を経て最終的な取り決めを行うことを想定しております。
第1回	137	指定管理者制度	募集要項	P.36	指定管理料は、物価上昇、人件費上昇、最低賃金上昇、光熱水費高騰等に応じて改定協議が可能でしょうか。	可能です。募集要項において協議事項としております。
第1回	138	指定管理者制度	募集要項	P.21	指定管理期間中に発生する既存施設の老朽化修繕、大規模修繕、設備更新について、市負担と事業者負担の区分をご教示ください。	200万円以下の修繕、更新については事業者負担。200万円を超えるものについては市負担として考えております。
第1回	139	指定管理者制度	参考資料		長寿命化計画に基づく更新工事と、指定管理者が行う日常修繕の境界をご教示ください。	長寿命化計画に基づく更新工事と指定管理者が行う日常修繕の具体的な境界については、以下のとおりと考えております。 指定管理者負担（日常修繕）：経年劣化によるもの（200万円以下で小規模なもの）が指定管理者の負担。 市負担（大規模修繕）：指定管理者の責に帰すことのできない損傷および1件200万円を超える修繕は市負担。

第1回	140	指定管理者制度	募集要項	P.21	台風、高潮、塩害、地震、豪雨等による損害について、不可抗力・保険・市負担・事業者負担の考え方をご教示ください。	1. 基本的な考え方 これらの自然災害による損害は、不可抗力事象として位置づけられます。 2. 費用負担の原則 市負担対象：自然災害による損害のうち、指定管理者の過失・責任に帰さない損害については、原則として市が負担します。 指定管理者負担対象：指定管理者の過失・不適切な管理に起因する損害については、指定管理者が負担します。 3. 保険の役割 指定管理者は、台風、高潮、塩害、地震、豪雨等による損害に備えるため、適切な損害保険に加入することが求められます。保険で補償される損害については、保険金を充当してください。 4. 具体的な対応 自然災害による施設損傷：市が負担（保険で補償される場合は保険金を充当） 指定管理者の管理不全に起因する損害：指定管理者が負担 予防保全による被害軽減：指定管理者の責務 詳細な費用負担の基準や保険の補償範囲については、選定後の基本協定書において取り決めていくものと考えております。
第1回	141	P-PFI事業	募集要項	P.22	既存施設の瑕疵、隠れた劣化、アスベスト、土壌汚染、地下埋設物等が発見された場合の費用負担はどのように整理されますか。	No.72に同じ
第1回	142	指定管理者制度	募集要項	P.21	設備更新・大規模修繕が必要となった場合、事業期間中の事業計画変更、指定管理料変更、収益還元額変更は協議可能でしょうか。	協議可能です。
第1回	143	指定管理者制度	募集要項	P.37	スポーツ教室、健康教室、キャンプ誘致、イベント、マルシェ、飲食販売、広告・スポンサー、デジタル発信等は、自主事業として提案可能でしょうか。	お見込みのとおり、提案可能です。
第1回	144	指定管理者制度	募集要項	P.37	自主事業収入は指定管理者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。また、収益還元対象となる範囲をご教示ください。	指定管理者事業における自主事業収入は、全て指定管理者に帰属します。なお、収益還元対象となる範囲は、No.135の回答を参照してください。
第1回	145	指定管理者制度	募集要項	P.37	プロスポーツチーム、大学、競技団体、合宿団体等との連携事業を自主事業として提案することは可能でしょうか。	提案可能です。
第1回	146	共通	様式	様式3-3	地元商工会、観光協会、地域団体、スポーツ団体等との連携を提案する場合、協定書や関心表明書の添付は必須でしょうか。	地元商工会、観光協会、地域団体、スポーツ団体等との連携を提案する場合、協定書や関心表明書の添付は必須ではありません。ただし、各種団体と連携した提案を行う場合、各種団体との協議の状況、具体的な協力業務内容について明らかにしてください。
第1回	147	共通	様式	様式2-2,様式3-3,様式4-2	P-PFI、指定管理、西崎研修センターについて、それぞれ20ページ以内とされていますが、共通する体制図・収支表・工程表等は重複して掲載してよいでしょうか。	「公募設置等計画（案）提案書」及び「指定管理者事業計画提案書」、「西崎研修センター改修運営事業計画提案書」については、共通する体制図、収支表、工程表等を重複して掲載して差し支えありません。
第1回	148	共通	様式	様式2-2,様式3-3,様式4-2	設計図、配置図、イメージパース、収支計画、工程表、実績資料、関心表明書等は、ページ数制限の対象外資料として添付可能でしょうか。	設計図、配置図、イメージパース、収支計画、工程表、実績資料、関心表明書等については、ページ数制限の対象外として提出可能です。 また、指定管理、P-PFI、西崎研修センターにおける個別収支の他、事業全体の総収支計画を提出する場合は、ページ数制限の対象外として提出可能です。
第1回	149	共通	様式	様式2-2	協力企業、テナント候補、金融機関、地域連携先について、関心表明書・協力意向書を任意添付することは可能でしょうか。	任意での提出が可能です。事業の実現性や確度を高める提案として歓迎いたします。
第1回	150	共通	様式	様式2-2,様式3-3,様式3-4,様式4-2	収支計画について、指定管理、P-PFI、スポーツロジックを個別収支と全体収支の両方で提出することは可能でしょうか。	可能です。本事業における収支計画につきましては、事業全体の総収支のほか、指定管理、P-PFI、研修センター等の各事業単位における個別収支をあわせてご提出いただいて差し支えありません。
第1回	151	共通	-	-	提案書の記載内容と、選定後協議により変更可能な事項の範囲をご教示ください。	提案内容の根幹となる基本コンセプト、評価された主要機能、要求水準の充足、事業骨子等を変更することは原則として認められませんが、選定後の関係機関協議、詳細設計の精査、または事業運営の具体化の過程で生じる細部の仕様変更、配置の微調整、工程の調整等については、市と協議の上、合意のもとで変更・決定することが可能です。
第1回	152	共通	-	-	応募書類受付から審査・選定結果通知までの期間が短いため、プレゼンテーション資料の提出期限、形式、ページ数、参加人数をご教示ください。	No.20に同じ
第1回	153	共通	-	-	基本協定締結後、P-PFI施設、特定公園施設、西崎研修センター改修の設計協議・許認可・着工・供用開始の標準スケジュールをご教示ください。	市が想定するP-PFI事業及び西崎研修センター改修の標準スケジュールは以下のとおりとなります。なお、本提示スケジュールは市が想定するものであり、事業者の提案内容や施工計画等に応じた合理的な工程変更提案を妨げるものではありません。 【P-PFI事業（公募対象公園施設、特定公園施設）】 令和9年4月～11月：実施設計及び各種申請（公募対象公園施設及び特定公園施設の実施設計、建築確認申請、開発許可・消防等関係機関協議） 令和9年12月～令和10年11月：建設工事（公募対象公園施設及び特定公園施設の本体工事着工、特定公園施設整備工事・基盤インフラ工事の推進、各種法定検査及び市による竣工検査） 令和10年12月～令和11年2月：引き渡し・開業準備：特定公園施設の市への譲渡手続き、公募対象公園施設の内装・什器搬入・運営備品設置、営業許認可等の取得） 令和11年3月：供用開始（公募対象公園施設及び特定公園施設の同時供用開始、オープニングセレモニー） 【西崎研修センター改修事業】 令和8年12月～令和9年3月：基本計画の策定（基本計画の策定（施設コンセプト、利用動線、事業手法等の精査） 令和9年4月～令和9年9月：実施設計・各種申請（改修工事の実施設計、建築確認申請、消防等関係機関協議） 令和9年10月～令和10年3月：改修工事（改修工事着工、完了検査、消防検査、市による竣工検査・引き渡し） 令和10年4月～令和10年6月：開館準備・プレオープン（運営備品・什器・機器等の搬入・設置、営業許認可の取得・予約受付開始、スタッフ研修・プレオープン）
第1回	154	共通	-	-	選定後協議において、提案内容の一部見直し、施設配置変更、投資額変更、事業期間調整は可能でしょうか。	No.151に同じ
第1回	155	共通	-	-	現地説明会後に、追加資料の提供、追加質問、個別確認の機会がありますか。	追加資料の提供については、本質問回答の公表とあわせ、必要な追加資料・補足資料につきましては、市公式ホームページに「質問回答資料」として掲載いたしますので、ご確認ください。 追加質問については、再質問受付期間を設けております。追加のご質問や確認事項がある場合は、募集要項に記載の再質問受付期間内に、指定の様式にてご提出ください。 個別確認（サウンディング等）については、特定の応募事業者との個別協議やヒアリング（サウンディング）等の機会は、公募期間中には一切設けません。ご不明な点につきましては、すべて再質問受付をご利用ください。
第1回	156	共通	募集要項	P.15,P.16	構成法人、協力法人の定義をご教示ください。	No.101に同じ
第1回	157	共通	募集要項	P.15	応募制限関連書類について、協力法人は提出不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

第1回	158	P-PFI事業	募集要項	P.27	公募対象公園施設で指定されている施設全ての整備を求めるという理解でよろしいでしょうか。	すべての整備を求めるものではありません。 示されたゾーニングの範囲内において、公募対象公園施設（便益施設、遊戯施設、教養施設）の種類のうち、いずれか1つ以上の施設を整備・設置していただければ要件を満たします。 なお、ゾーニングにおける西崎親水公園（赤色ハッチングの範囲）及び西崎運動公園（緑色ハッチングの範囲）のエリアに関しては、便益施設のみが設置可能な公募対象公園施設となることにご留意ください。
第1回	159	P-PFI事業	募集要項	P.27	遊戯施設や教養施設は公共性が高く、収益化が難しい施設だと考えるが、特定公園施設ではなく、公募対象公園施設で間違いないでしょうか。	遊戯施設及び教養施設は、本事業において設置可能な公募対象公園施設となります。なお、同様の施設を特定公園施設として整備することについての提案を妨げるものではありません。
第1回	160	P-PFI事業	募集要項	P.30	今回、公募対象公園施設に加え、特定公園施設も民間側の全額負担となっています。それに加え、売上運動による収益還元の記事がございます。 全体として、市と民間側でリスクとリターンのつり合いがとれていないように感じます。リスクとリターンのつり合いをとるために、プロフィットシェアだけでなく、ロスシェアを検討していただくことは可能でしょうか。	ロスシェア（市の公金等による直接的な損失補填等）の導入は予定しておりません。ただし、特定公園施設の整備は必須ではなく任意提案であるほか、収益還元額との相殺や段階的整備など、事業リスクを軽減するための柔軟な提案・手法が可能です。
第1回	161	西崎研修センター	募集要項	P.43	改修設計費・改修工事費・設備更新費等は原則としてパートナー事業者の負担とあるが、市が費用負担を検討する例外としてどのようなケースを想定していますでしょうか。	現時点で市独自の予算（一般財源等）による直接的な財政負担を行う例外的なケースは想定しておりません。ただし、すでに国の補助事業で整備された建物に対し、国等からの新たな補助金の導入が可能であると客観的に判断された場合に限り、当該補助金を原資として活用することについて、市とパートナー事業者が共同で検討する場合があります。
第1回	162	西崎研修センター	現地説明会	-	現地説明会において、西崎研修センターは補助金が使用されているという説明がありました。民間側で改修等を行う際に、補助金返還が必要になるケースについてご教示ください。	研修センターの設置目的（研修・交流・宿泊等）を完全に廃止する用途への転換や、市民や事業者の利用を著しく制限し独占させる場合は返還を求められる可能性があります。なお、選定後の協議において、既存施設の使用不可設備の廃棄、機能変更等が生じる場合は、これを理由とする補助金返還の要否や対応を、市が事業者と協議して関係機関と調整します。
第1回	163	西崎研修センター	募集要項	P.5	第4条（4）に「事業者負担を原則とする」とあります。原則にとどまらず糸満市が財政負担をするケースとして、どのようなことを想定した結果「原則」となったのでしょうか。	現時点で市独自の予算（一般財源等）による直接的な財政負担を行う例外的なケースは想定しておりません。ただし、すでに国の補助事業で整備された建物に対し、国等からの新たな補助金の導入が可能であると客観的に判断された場合に限り、当該補助金を原資として活用することについて、市とパートナー事業者が共同で検討する場合があります。
第1回	164	西崎研修センター	募集要項	P.5	「事業手法がPFI法に基づく特定事業となった場合」とあります。一方で、P44では第40条（1）で市が想定している事業手法の中に「RO＋コンセッション」と書かれています。「RO＋コンセッション」は「PFI法に基づく特定事業」だと思うのですが、「RO＋コンセッション」を提案して優先交渉権者に選ばれた場合、改めて公募手続きに入るということでしょうか。	お見込みのとおりです。選定後の協議において、最終的に採用する手法がPFI法に基づく特定事業となった場合は、法令の規程により改めて同法に沿った公募手続きを経る必要があります。
第1回	165	共通	募集要項	P.11	（7）の建設業者の応募資格に「過去10年以内に本業務と類似した施設の建設工事」とあります。ここで指すのは「公募対象公園施設」と「特定公園施設」の建設業務であり、西崎研修センターの改修工事業務を担当する建設業者を指していないという解釈で良いでしょうか。 また「類似した施設」であると判断する根拠は何でしょうか。	お見込みのとおりです。応募資格に定める「過去10年以内に本業務と類似した施設の建設工事」が指すのは、「公募対象公園施設」と「特定公園施設」の建設業務であり、西崎研修センターの改修工事業務を実施する法人ではありません。 また、本要件における類似施設の実績とは、都市公園法に基づく「公募対象公園施設」または「特定公園施設」の整備（建設・改修）工事実績を指します。なお、当該実績は元請け・下請け等の契約形態を問いません。 また、応募グループ内に複数の建設担当法人（施工業者）が含まれる場合、あるいは共同企業体（JV）を組成して応募する場合は、建設JV内の複数法人で分担して満たすことが可能です。
第1回	166	共通	募集要項	P.11	さらに「類似した施設の建設工事実績を備える者も含む」の「も」の解釈について質問します。「を」ではないことをお尋ねします。 JVの頭となる建設会社に類似施設の実績がなくても、JVの中に類似施設の実績があればよいという意味でしょうか。 P15の提出書類の中に「類似した建設工事」の実績を証明する書類が含まれていませんが、それで良いのでしょうか。	ご指摘のとおり「類似した施設の建設工事実績を備える者【を】含むこと」が正しい表記となります。本要件は、建設業務を実施する法人（1社またはJV）の全体において、各資格要件を備える法人がそれぞれ含まれていれば要件を満たす趣旨であり、誤解を招く表現となっていたため、募集要項を修整いたします。 したがって、JVの頭となる建設会社に類似施設の実績がなくても、JVの中に類似施設の実績があれば問題ありません。 また、応募資格関係書類に「建設工事実績を証する書類」を追加しました。
第1回	167	共通	募集要項	P.11	西崎研修センターの改修工事に携わる建設業者の応募資格はなんでしょうか。	西崎研修センター改修工事については、事業手法や工事規模を含めた企画提案を求めているため、提案段階での建設業者の資格要件は設定しておりません。ただし、提案する改修内容・規模に応じた建設業法上の許可を有することを条件とします。西崎研修センター改修運営計画提案書の「実施体制」には、施工予定業者の名称・各業務（設計・工事・運営等）における役割分担と責任分担及び各担当の専門性、類似業務実績等を具体的に明記してください。
第1回	168	共通	募集要項	P.13	応募書類のうち、募集要項P15に記載のいわゆる「参加申請」に関する書類と、P16以降のいわゆる「提案書」の書類を別の日程で提出することは可能でしょうか。P15の方を受付期間である9月10日の直後に提出し、P16以降は10月2日の締め切り直前に出そうと思いますがいかがでしょうか。 また、選定基準及び評価項目P9の第4章1.審査の手順STEP1には「応募資格の事前確認」とあります。これは何を指すのでしょうか。	「参加申請」に関する書類と「提案書」の書類を分けて提出することは可能です。 ただし、募集要項に定める提出期間の最終日時までにすべての指定書類が提出完了していることを条件とします。 期間を過ぎた書類の提出や、提出済み書類の差し替え・修正は一切認められませんのでご注意ください。 また、選定基準及び評価項目P9の第4章1.審査の手順STEP1「応募資格の事前確認」とありますが、内容としてはSTEP2「提出書類の完備確認・形式審査」に包含されるため、表現として誤りとなっております。選定基準及び評価項目の当該記述を削除いたします。
第1回	169	共通	募集要項	P.15	共通提出書類の様式欄に「任意様式」と「関係法令に定める様式」の区別が書かれています。 関係法令のうち「直近2事業年度分の財務諸表」「今期の事業計画書、収支予算書」「直近2事業年度分の事業報告書」の三種類は「関係法令に定める様式」はないと思います。いかがでしょうか。	No.37に同じ
第1回	170	共通	募集要項	P.15	納税証明書は「その3-3」でよろしいでしょうか。	No.37に同じ
第1回	171	共通	募集要項	P.11,P.16	⑯設計・管理実績は設計・監理でしょうか。	ご指摘のとおりです。「⑯設計・監理実績を証する書類」と募集要項の記述を修正いたします。
第1回	172	共通	募集要項	P.16	⑯糸満市の指定給水装置工事事業者の資格者を構成員に含めることは必須でしょうか。必須の場合、市のウェブサイトにある令和6年のデータが最新でしょうか。	公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する建設JV全体で①糸満市競争入札参加資格「建築工事」、②糸満市指定給水装置工事事業者、③建築工事に係る特定建設業許可、④過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者を満たす必要があります。なお、糸満市指定給水装置工事事業者一覧表は市ホームページに掲載されているR6.11.1時点のものが最新となります。 【糸満市指定給水装置工事事業者一覧表】 市内：https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/life/16676_57324_misc.pdf 市外：https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/life/16676_57325_misc.pdf
第1回	173	共通	募集要項	P.16	募集要項P11には第9条の(2)に「代表構成員」とあり、(3)には「代表法人」とあります。P16の⑯の(2)の①も「代表法人」、様式1-1（グループ）では、「代表団体」と「代表法人」の二つがあります。代表企業の表記を統一してください。	表記の不統一によりご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。本事業における複数の法人等による応募グループの統括を表す用語につきましては、「代表法人」に統一し、募集要項及び様式集の当該箇所につきましても修正いたします。
第1回	174	共通	募集要項	P.16	P16の⑯の(2)の①に「協力法人」とあります。一般にPFI事業でSPCを構成した場合、SPCから業務の発注（請負）を受けるが、出資しない企業を「協力企業」と呼びます。ここで言う「協力法人」の定義も同じでしょうか。	お見込みのとおりです。

第1回	175	共通	募集要項	P.16	募集要項では㊼の枝番の(7)が事業計画で、様式2-2では枝番(3)が事業計画です。その後の番号も一つずつずれています。どちらが正しいでしょうか。	記載内容に相違があり、ご迷惑をお掛けしお詫び申し上げます。公募等設置計画の記載項目につきましては、「様式2-2 公募等設置計画提案書」の項目が正となりますので、同様式の項目・形式に沿って提案書を作成・提出してください。なお、募集要項本文の当該箇所におきましても、様式2-2の項目と一致するよう修正いたします。
第1回	176	共通	様式	様式2-2	様式2-2の(10)に「公募対象公園施設の使用料」とあります。募集要項にはありませんが、様式集に従って記入すればよろしいでしょうか。	No.175に同じ
第1回	177	共通	様式	研修センター (4)投資・収支 計画書	様式集にはひな形がありませんが、独自の様式で提出すればよろしいでしょうか。	㊼西崎研修センター改修運営事業計画提案書（4）投資・収支計画は任意様式で作成・提出として差し支えありません。また、募集要項の当該箇所におきましても、「任意様式」と追記いたします。
第1回	178	共通	募集要項	P.19	「インデックスを付ける」とあります。ページの外側にタブの形で付けるのでしょうか。 その場合、インデックスのレベルは、様式、丸数字が表す「番号」（①～㊼）、そのさらに下位の(1)(2)のレベル、あるいはさらに下位の(1)の①、②、③、④のレベル。どのレベルでインデックスを付けるのでしょうか。	応募書類に付けるインデックスのレベルは、様式、丸番号が表す「番号」（①～㊼）としてください。
第1回	179	共通	募集要項	P.20	選定委員会の外部有識者の所属、氏名は非公表でしょうか。	No.18に同じ
第1回	180	西崎研修センター	募集要項	P.24	既存施設の構造的な劣化やアスベスト除去に起因する損害や費用負担は、事業者側にまったくの瑕疵がないことから「協議事項」としていただけないでしょうか。	協議事項ではなく、募集要項第15条(3)に定めるリスク負担のとおり、原則としてすべて事業者の負担となります。本施設は平成9年竣工であり、経年劣化やアスベスト含有等のリスクが存在することは事前に予見可能な範囲となるため、発生し得る不足の費用リスクもあらかじめ投資・収支計画に織り込んだうえで企画提案してください。ただし、本事業では、事業者の初期投資リスクを考慮し、長期の事業期間を確保することに加え、優先候補者 最優秀提案者 （事業パートナー）との協議において、提案された改修・修繕投資の規模や収支計画とのバランスをふまえ、運営権対価（賃料等）の減免等を柔軟に検討することを想定しております。
第1回	181	共通	募集要項	P.24	区切りの線がおかしい。下の2項目が「情報管理」なのではないでしょうか。	ご指摘の通り、西崎研修センター改修運営事業に係るリスク分担表「市の責に帰すべき事由による個人情報の流支出等」のリスク項目は「情報管理」が正となります。募集要項の当該箇所につきましては、リスク項目の区切り線を修正いたします。
第1回	182	共通	募集要項	P.25	④に「選定委員会委員」に対してとありますが、「選定委員会委員」でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。募集要項本文の該当箇所について、「選定委員会委員」と修正いたします。
第1回	183	共通	募集要項	P.25	④に「選定委員会委員に対して故意に接触を求めた場合」とあります。選定委員会の委員が非公表である場合、偶然に接触する可能性があるので、氏名の開示をお願いします。	No.18に同じ
第1回	184	指定管理者制度	募集要項	P.29	(5) ⑥に「既存の公園施設は原則存知、移設する場合は計画提出者の負担で移設」とあります。2工区にあるいわゆる「ローラー滑り台」のように既に使われなくなっている公園施設は市で撤去していただけないでしょうか。	協議事項となりますが、親水公園2工区のローラー滑り台は遊具更新の可能性もあることから撤去ではなく遊具の更新が見込まれております。
第1回	185	P-PFI事業	募集要項	P.30	(6) ⑥に「営業時間は基本的に午前9時から午後10時までの間」とあります。P-PFIでレストランを便益施設として誘致した場合でも、午後10時には営業を終えなくてはならないのでしょうか。	午前9時～午後10時というのは糸満市都市公園条例第9条を準拠したもので、市長の承諾を得て変更は可能です。但し募集要項にもある通り、恒常的な深夜営業は原則不可とします。
第1回	186	指定管理者制度	募集要項	P.39	要求水準書第2章 8.事業計画書」とあります。要求水準書P9には「9.事業計画書」です。どちらが正しいでしょうか。	記載内容に相違があり、ご迷惑をお掛けしお詫び申し上げます。要求水準書における事業計画書の記載項目につきましては、「9.事業計画書」が正となります。募集要項本文の当該箇所におきましても、要求水準書の項目と一致するよう修正いたします。
第1回	187	西崎研修センター	募集要項	P.44	市が想定する事業手法として五つが挙げられています。このうち「RO+コンセッション」は「PFI法に基づいたものではない」という認識でしょうか。一般に「RO」も「コンセッション」もPFI法に基づくものと考えられます。お聞きしたいのは、(2)で「PFI法に基づく事業手法を採用する場合には、改めてPFI法に基づく公募・事業者選定を行う」とあることから、例示した五つはPFI法に基づかないものという市のご認識かと考えたからです。	市が例示している事業手法の中には、PFI法に基づく事業手法（RO+コンセッション方式）も含まれております。本企画提案において、事業者からの提案としてPFI法に基づく事業手法を選択・提案いただくことは可能です。ただし、最終的にPFI法に基づく手法を採用することとなった場合には、法令の規定に基づき改めて同法に沿った公募および事業者選定等の各種手続きを経る必要があることから、あらかじめ留意事項として明記しているものです。
第1回	188	西崎研修センター	要求水準書	P.29	記載項目の改修費用の内訳、資金調達計画、利用料金体制・水準、年度別収支計画は市提供のWordではなくExcelでの提出でも良いでしょうか。	該当の項目につきましては、Excel形式での作成および提出を認めます。ただし、ページの枚数制限につきましては以下の定めに従ってください。 1.Excelでの作成・提出の扱い 該当項目（改修費用の内訳、資金調達計画、利用料金体系・水準、年度別収支計画）について、計算式や数値の整合性を確認できるようExcel形式で作成・提出（またはWordへの貼り付け・印刷出力）していただくことが可能です。 2.枚数制限（全体で20ページ以内）について 提案書全体に課されている20ページ以内の枚数制限には、Excelで作成されたシートも原則として枚数制限の対象となります。ただし、年度別収支計画につきましては、20ページ以内の枚数制限の対象外とします。
第1回	189	西崎研修センター	要求水準書	P.29	記載項目の欄に「利用料金体制・水準」とあります「体制」は「体系」でしょうか。「体制」のままであれば、何を求めているのでしょうか。また「水準」というのは何を求めているのでしょうか。	ご指摘の通り、4.投資・収支計画表内の記載項目において「利用料金【体系】・水準」とするのが正となります。要求水準書及び様式集の当該箇所におきましても、「利用料金体系・水準」と修正いたします。なお、民間の創意工夫による自主的な料金設定（利用料金体系）を可能としつつ、市民、市内団体および学生利用等が公平かつ安定的に利用できるよう公共性が配慮された価格設定（水準）をご提案いただくことを求めているものです。
第1回	190	共通	様式	様式1-1	「応募参加申込書」には法人名に㊼がありますが、「同グループ」にはありません。捺印なしでよろしいでしょうか。	応募参加申込書（グループ）においては、捺印は不要です。ただし、グループ等を構成するすべての法人との間で締結した協定書等（様式1-6）を添付してください。
第1回	191	共通	様式	様式1-1	「応募参加申込書（グループ）」の欄外にある「協定書等」は様式1-6をひな形にして作成したものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
第1回	192	共通	様式	様式1-1	1社で応募する場合は「応募参加申込書」、グループで応募する場合は「応募参加申込書（グループ）」を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
第1回	193	共通	様式	様式1-1	ひな形には「構成法人1～5」と例示されています。これは「構成企業」を指すのでしょうか。SPCから業務を受注するがSPCへの出資をしない「協力企業」は書かなくても良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。応募参加申込書（グループ）における「構成法人1～5」には、「協力法人（協力企業）」は含まれませんので記載は不要です。
第1回	194	共通	様式	様式1-5	誓約書は代表企業が出せばよいのでしょうか。それとも全構成員が出すのでしょうか。	ご指摘のとおり、本事業におけるコンプライアンスおよび応募資格等の遵守をより確実なものとするため、誓約書につきましては代表企業のみならず「全ての構成法人」からの提出を求めるものに募集要項の当該箇所を修正いたします。

第1回	195	共通	様式	様式1-6	末尾の記名押印欄は、例示として「構成員」とあります。これは「構成企業」を指し、「協力企業」は指さないのでしょうか。つまり、協力企業は協定書に入らなくても良いのでしょうか。	協力法人（協力企業）につきましては、グループ協定書の締結当事者に含めていただく必要はありません。グループ協定書は、本事業の応募体を構成し、事業に対して直接的な権利・義務および責任を負う「構成員」相互の取り決めを定めるものであるため、「代表法人およびすべての構成員（構成法人）」のみで締結してください。
第1回	196	共通	様式	様式3-1	様式3-1の（グループ）に「代表団体」という表記があります。これは、様式1-1の「代表団体」と同一企業を指しますか。あるいは、様式3-1の「代表団体」は指定管理を受託する事業（複数）のうちのトップの企業を「代表団体」とするのでしょうか。	糸満市都市公園等指定管理者申請書における「代表団体」欄には、指定管理業務を実際に受託・履行するグループにおける「代表法人（トップ企業）」を記載してください。 本公募のグループ全体を統括する「代表法人」と、指定管理業務を担うグループの「代表法人」が同一である場合はその法人名を記載していただきますが、役割分担により異なる場合は、指定管理者として指定を受け、維持管理・運営業務の責任を負うグループの代表法人をご記載ください。
第1回	197	共通	様式	様式3-4（1枚目）	指定管理単体（様式3-4の1枚目）、指定管理の自主事業単体（同3-4の2枚目）、この2枚の収入合計と総支出合計が±0にならない提案は認められますか。	No.51に同じ
第1回	198	共通	様式	様式3-4（2枚目）	ExcelのセルE31にカーソルを合わせると計算式が出てきます。 =SUM(E13,E29,E30)という式が入っていますが、=SUM(E13,E23,E29,E30)ではないでしょうか。	No.52に同じ
第1回	199	共通	様式	提案書	様式2～4の提案書で、代表企業、構成企業、協力企業の会社名（団体名）は、実名で記載でしょうか。それとも「設計企業」「建設企業A」「建設企業B」「運営企業A」「運営企業B」のように匿名でしょうか。	No.64に同じ
第1回	200	共通	様式	提案書	様式2-2（2）実施体制の②応募企業の商号も実名でよろしいのでしょうか。	No.64に同じ
第1回	201	共通	様式	提案書	審査員に企業名を明らかにする提案は審査の公平性を欠く恐れがあると思います。	No.64に同じ
第1回	202	西崎研修センター	様式	-	31日の現地見学会で研修センターの厨房を拝見しました。新たな飲食業者（レストラン）を入れる場合、現行の厨房機器は市で撤去してもらえるのでしょうか。	備品等については、優先候補者 最優秀提案者 （パートナー事業者）の選定後、基本計画の策定に向けた作業において、既存の机・椅子等の現況確認を行い、市と事業者の双方が「使用不可（老朽化・破損等による稼働不能）」とした既存の備品については、市の負担において撤去・廃棄処分を行います。ただし、継続使用が可能と確認されたもの、または事業者のコンセプトに基づき任意で入替を行う物品の更新・廃棄費用は、事業者負担となります。
第2回	203	共通	募集要項	P21 P36～37	「急激な～著しく上昇し～困難である～協議の上、検討する」との記載について、指定管理料の改定要件に関し、以下の通り質問します。 1.「著しい上昇」との判断基準では、不明確なため、具体的な数値（例：消費者物価指数や賃金水準の変動率〇%超など）を示していただけますでしょうか。 例として、内閣府PFI推進室では、『物価変動への対応について』において「1.5%を超える分の公共負担」と設定。他自治体においても客観的な数値基準を明確にしている事例があります。 基準が無いままでは、受託後の安定的な施設運営および事業継続判断に重大な支障をきたす懸念がございます。 貴市における具体的な基準のご提示をお願いいたします。現時点において明確な基準なき場合、今後の具体的方針をご提示願います。	最優秀提案者の選定後、基本協定の締結に向けた協議において、本市と事業者とのリスク分担を明確にするため、公的統計指標（消費者物価指数、最低賃金、光熱水費等）の推移を基準とした指定管理料の改定協議を開始するための具体的な要件を設定する方針です。 なお、実際の改定額の決定にあたっては、当該数値基準に達した段階で指定管理者の運営実績やコスト削減努力等を踏まえ、市と指定管理者間で協議の上、決定することを想定しております。
第2回	204	共通	募集要項	P21	「施設や設備の損傷」について、現時点において、貴市の負担範囲となる、施設営業への支障やランニングコストの増加、施設利用者への安全確保に影響する修繕箇所が複数存在すると認識しますが、管理者変更の可能性がある次年度までに、その修繕箇所は、全て修繕を完了し新年度以降の管理者の負担とならないよう対応するとの認識で良いでしょうか。（今年度内の新たな不具合箇所含む） また、新年度までに修繕が行われない場合、その事実により発生しうるコストの増加については、貴市にて負担するとの認識でよろしいでしょうか。（例、プール漏水による水道代、高圧引き込み線未更新による事故補償など）	現時点における修繕箇所を次年度までに全て完了することは困難です。市負担範囲に該当する修繕箇所において、修繕の未完了やその対応等に伴い追加の経費等が発生した場合には、市にて負担となります。 プール漏水に伴う水道代の増加分につきましては、現指定管理者と協議を行う予定であります。市にて負担する予定で考えております。
第2回	205	指定管理者制度	-	-	屋内プール、レクリエーションプールのピット内の状況（配管の劣化状況、プールの支持アングルの腐食状況等）をご教示願います。	ピット内の状況については現地にて確認可能とします。現場確認の際は建設課へ事前に連絡願います。
第2回	206	指定管理者制度	-	-	屋内プール・レクリエーションプールに係る設備（薬注ポンプ等）で現在故障、または不具合の出ている設備はありますか？また、補修計画があればご教示願います。	指定管理者から市へ報告のある不具合箇所については、「屋外流水プール漏水」「渓流スライダーポンプ故障」の2箇所となっております。渓流スライダーポンプについては今年度中には修繕いたします。屋外プールの漏水については夏季期間の営業終了後調査・修繕の予定です。
第2回	207	指定管理者制度	-	-	現状、プールからの漏水はないでしょうか？また、漏水している状態であれば、①1日何ml漏水していますか？②調査等で漏水場所を既に特定していますか？③補修計画はありますか？④別の場所から漏水した場合の補修費用は貴市で負担頂けますか？それぞれご教示願います。	今年度の営業から屋外流水プールにて大きな漏水が確認されております。 ①1日40mlほどの漏水と推測されます。②事前の調査ではろ過機系統(返り)の漏水と推測されております。③夏季営業終了後の調査・修繕予定です。④漏水の規模によりますので市との協議となります。
第2回	208	共通	募集要項／選定基準及び評価項目	P.9／P.6～8	募集要項では応募区分Aを「優先」とし、選定基準では区分Aのみ西崎研修センター企画提案関係70点が加わるため、区分Aは330点、区分Bは実質260点となります。一方、最優秀提案者は「1位と順位付けした委員数」で選定するとされています。区分A・Bの応募者が混在した場合、同一の総合得点で順位付けするのかが、共通する260点部分で比較するのかが等、具体的な比較方法及び「区分Aを優先」の取扱いをご教示ください。	本公募における応募区分（区分A・区分B）が混在した場合の比較方法及び「区分Aを優先」の取り扱いは以下のとおりです。 1. 比較・評価方法について 比較・採点は、共通部分（260点）のみで行うのではなく、各応募者が提出した提案全体の総合評価点に基づき、選定委員ごとに順位付けを行います。選定委員から最も多くの1位評価を獲得した応募者を最優秀提案者として選定します。 2. 「区分Aを優先」の取り扱いについて 区分Aは「西崎研修センター改修運営事業（70点）」を含む全事業への提案（330点満点）となるため、配点枠の違いを通じて区分Aの提案が高く評価されやすい仕組みとしております。
第2回	209	共通	募集要項／選定基準及び評価項目	P.20・26／P.7～8	募集要項のP-PFI用語定義では、公募設置等予定者を「最高点の評価合計点を得て」最も適切と認められる者としています。一方、募集要項第14条及び選定基準では「1位と順位付けした委員数が多い応募者」を最優秀提案者として選定するとされています。総合評価点が最も高い応募者と、1位票が最も多い応募者が異なる場合、どちらを最優秀提案者（公募設置等予定者）として選定するかご教示ください。	総合評価点が最も高い応募者と、1位と順位付けした委員数が最も多い応募者が異なる場合であっても、1位と順位付けした委員数が最も多い応募者を最優秀提案者とします。 なお、募集要項の「P-PFI用語の定義」における「公募等設置予定者」の選定に関する記述につきましては誤りとなりますので、当該箇所を「1位と順位付けした委員数が最も多い応募者であり」と修正いたします。
第2回	210	共通	募集要項／選定基準及び評価項目	P.20／P.9	募集要項第14条では、各委員の評価点・順位付けを審査結果として公表するとされています。一方、選定基準及び評価項目では「委員個別の採点結果」は公表しないかとされています。選定結果の公表時に、各委員の評価点及び順位付けを公表するのか、公表しないのか、正式な取扱いをご教示ください。	各選定委員個人の採点結果については非公表とし、選定結果の公表時には「最優秀提案者の法人名・代表者名」「選定理由の概要」「次点者名」「各応募者の総合評価点（評価区分別得点を含む）」及び「各応募者の1位と順位付けした委員数」を公表いたします。※最優秀提案者、次点者以外の事業者名は「A社」「B社」等の記号表記とします。 なお、募集要項第14条、選定基準及び評価項目の記述につきましては、上述の内容と整合するよう、当該箇所を修正いたします。

第2回	211	共通	選定基準及び評価項目	P.6	「西崎研修センター企画提案関係」について、「事業の実施方針」は各項目5点+5点+5点+10点+5点で合計30点ですが、小計欄は25点となっています。また、「施設の管理運営計画」は5項目×5点で合計25点ですが、小計欄は30点となっています。下部の小計70点及び全体合計330点は整合しているため、小計欄の25点と30点が入れ替わった誤記との理解でよいでしょうか。正式な配点及び修正予定をご教示ください。	お見込みのとおりです。 選定基準及び評価項目P.6（3）西崎研修センター企画提案関係における「事業の実施方針の配点」と「施設の管理運営計画の配点」がそれぞれ誤記となっております。「事業の実施方針（配点30点）」「施設の管理運営計画（配点25点）」が正となりますので、選定基準及び評価項目における当該箇所を修正いたします。
第2回	212	共通	選定基準及び評価項目	P.4	公募対象公園施設の使用料について、「応募者中最低提案額／提案額×10点＝提案額評点」とされています。この算式では、市への使用料を高く提案するほど評価点が低くなることとなります。公募対象公園施設の使用料についても、指定管理料と同様に低い提案額を高く評価することが市の意図でしょうか。算式が正しいか、評価の考え方を含めご教示ください。	公募対象公園施設の使用料に係る提案額評点につきまして、使用料を高く提案するほど評価点が低くなる計算式となっておりますので、事業者からの納付額（提案額）が高い提案を評価する観点から、「提案額/応募者中最高提案額」へ訂正いたします。 また、価格評価の配点表記に誤記がございました。価格提案のうち、「使用料設定」の配点につきましては、表記の10点ではなく5点が正となります。これに伴い、評点の計算式につきましては、「提案額/応募者中最高提案額×5点＝提案額評点」へ訂正いたします。
第2回	213	P-PFI事業	募集要項	P.27	P-PFIの制度概要において「認定機関 国土交通大臣（権限委任により地方整備局長等）」と記載されていますが、都市公園法第5条の5に基づく公募設置等計画の認定は、公園管理者が行うものと理解しています。本事業における認定主体は糸満市との理解でよいでしょうか。記載内容の確認及び必要に応じた修正をお願いいたします。	お見込みのとおりです。 都市公園法第5条の5に基づく公募設置等計画の認定は、公園管理者が行うものであり、本事業における認定主体は糸満市となります。募集要項第19条 制度の概要における【認定機関】を糸満市へと訂正いたします。
第2回	214	共通	要求水準書	P.7	関係法令等に「都市公園法（昭和43年法律第100号）」と記載されていますが、都市公園法は「昭和31年法律第79号」と認識しています。募集要項の記載とも異なるため、誤記との理解でよいでしょうか。確認及び修正をお願いいたします。	お見込みのとおりです。 都市公園法の施工年月日は「昭和31年法律第79号」が正となりますので、要求水準書 3.関係法令等の当該箇所を訂正いたします。
第2回	215	共通	要求水準書	P.7・12	P.7の関係法令等には「糸満市個人情報保護条例（平成15年条例第2号）」と記載されていますが、P.12の管理運営の基本原則では「糸満市個人情報の保護に関する法律施行条例等」を遵守する旨が記載されており、同一資料内で記載が異なっています。本事業で適用する現行の条例・規則を確認の上、関係法令一覧を修正いただけますでしょうか。	本事業で適用する個人情報の保護に関する条例は「糸満市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第5号）」が正となります。糸満市個人情報保護条例は旧条例として廃止となっておりますので、要求水準書内においても整合するように関係法令等を修正いたします。
第2回	216	共通	質問回答整理表／募集要項	No.37／P.15	質問回答整理表No.37では、⑨直近2事業年度分の財務諸表、⑫今期の事業計画書・収支予算書、⑬直近2事業年度分の事業報告書について「任意様式で可とし、募集要項を修正」と回答されています。一方、8月13日修正版の募集要項P.15では、これらが「関係法令に定める様式」のままとなっています。質問回答を優先し任意様式で提出してよいとの理解でよいでしょうか。併せて募集要項の修正予定をご教示ください。	お見込みのとおりです。 公表しました募集要項等に対する質問回答整理表と募集要項（8月13日修正版）の内容が整合しておらず、申し訳ございません。募集要項第13条（1）共通提出書類表内における当該箇所を「任意様式」と修正いたします。
第2回	217	共通	募集要項	P.15～19	応募書類はA4判左綴じ、ページ番号及びインデックスを付して提出するとされていますが、様式1～4をどの単位でファイリングするか指定が見受けられません。様式1の多くは正1部・副1部である一方、様式1-7「財務状況表」は正1部・副8部、様式2～4の多くは正1部・副8部である一方、様式3-1「指定管理者指定申請書」は正1部・副1部となっています。正本・副本の具体的な冊子構成、分冊単位、様式1-7及び様式3-1の綴じ方、インデックスの付け方をご教示ください。	提出書類（様式、丸番号が表す①～㊸）の綴じ方、構成、及びインデックスの付け方につきましては、以下の整理に基づき作成・提出してください。 1. 提出冊数の構成 ・ 正本（1部）：提出書類①～㊸をすべてまとめたもの（1冊） ・ 副本（1部）：提出書類①～㊸をすべてまとめたもの（1冊） ・ 選定委員事前提供用副本（追加7部）：提出書類㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼の8種類のみをまとめたもの（7冊） 2. 綴じ方・インデックスの付け方 ・ 正本・副本・追加7部のいずれも、A4判左綴じ（A3判はA4判に折り込む）としてください。 ・ 様式、丸番号が表す①～㊸に対応するインデックスを、各様式の頭紙の外側にタブの形で付してください。 ・ 追加7部についても、正本と共通の検索性を保つため、元の書類番号（㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼）のインデックスをそのまま使用して綴じ込んでください。 ・ ページ番号は、各ファイルごとに右下に通しページ（P.1～）を付してください。追加7部については、改めてページ番号を振りなおす必要はありません。正本と同じページ番号としてください。
第2回	218	共通	プレゼンテーション・ヒアリング審査要領	P.4	審査要領では、プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者を応募者（グループ）1者につき4名までとし、説明者及び機器操作者を含むとされています。本事業はP-PFI、指定管理、西崎研修センター企画提案に加え、設計・建設、維持管理、運営等の専門分野を複数の構成法人が担うことが想定され、専門的な質疑に各担当法人が直接回答できる体制が必要と考えます。そのため、グループ全体4名までではなく、各構成法人につき2名までの参加を認めていただくことは可能でしょうか。	本事業は、P-PFI、指定管理者制度、及び西崎研修センター改修運営事業が複合した事業であり、各専門分野の構成法人からの直接説明・質疑応答の必要性を考慮し、プレゼンテーション・ヒアリング審査の出席人数上限を応募グループ全体で「最大8名まで（説明者及び機器操作者、最優秀提案者選定後の統括責任者を含む）」に緩和いたします。 ただし、審査の公正かつ円滑な進行を図る観点から、構成法人の数にかかわらず、1グループあたり68名を超えての出席は認められませんので、各応募グループ内にて適切な出席者を選定の上、ご出席ください。
第2回	219	P-PFI事業	募集要項	P.30	公募対象公園施設の営業時間について、原則として午前9時から午後10時までの範囲と示されています。当該営業時間は、主として飲食店等の営業を想定して設定されたものと理解しております。コンビニエンスストアについては、一般的な事業形態や運営体制に加え、夜間・早朝の公園利用者への対応、防犯上の見守り、災害時の物資供給等の機能を確保する観点から、24時間営業とすることが望ましいと考えております。コンビニエンスストアは例外として24時間営業を認めていただけないでしょうか。	提案可能です。 募集要項で定める営業時間の範囲は、公園周辺の治安維持や良好な生活環境の保全を目的とした「原則」であり、公園の防犯機能強化、夜間利便性の向上、災害時の拠点機能など、公園の価値向上に資する施設提案であれば、24時間営業を含む時間外営業の提案を妨げるものではありません。 ただし、24時間営業等の時間外営業を含む提案を行う場合は、①防犯・騒音・環境対策、②地域貢献・災害対応機能を提案書内に示してください。
第2回	220	共通	質問回答整理表	No.3	「優先候補者」とあります。これは、「選定基準」8ページにある「最優秀提案者」のことでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問回答整理表No.3,26,127,128,129,130,180,202の記述を訂正いたします。
第2回	221	共通	質問回答整理表	No.17	No.17では押印の必要な書類として様式1-1応募参加申込書（グループ）とあります。No.190では「応募参加申込書（グループ）」には捺印は不要です」とあります。どちらでしょうか。	応募参加申込書（グループ）への捺印について、質問回答整理表No.190の回答が正となります。質問回答整理表No.17における記述は誤りとなりますので、当該記述を削除いたします。

第2回	222	共通	質問回答整理表	No.107	建設会社はJVを組んで参画します。参加資格要件の①～④は、JV各社はすべて構成法人にしくてはならないのでしょうか。②のみ協力法人というのは不可でしょうか。	本事業の公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置における参加資格要件（①糸満市競争入札参加資格「建築工事」、②糸満市指定給水装置工事事業者、③建築工事に係る特定建設業許可、④過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者）における協力法人での対応可否については、以下のとおり整理いたします。 また、これまでの募集要項及び質問回答整理表におきまして未記載であった排水設備工事に係る施工資格について、関係法令及び本市条例に基づく適切な施工体制を確保するため、「⑤糸満市下水道排水設備指定工事店」を新たに要件として募集要項に追記及び提出書類として「糸満市の下水道排水設備指定工事店を証する書類」を追加いたします。質問回答整理表No.102,107におきましても、同様に修正いたします。 1. 建設を担当する「構成法人」の中で分担して満たすべき要件 施設整備における確実性及び長期的な法的責任を明確にするため、以下の要件につきましては、建設を担当する構成法人（建設JV等）のいずれかにより充足していれば要件を満たすものとします。 ① 糸満市競争入札参加資格「建築工事」、③建築工事に係る特定建設業許可、④過去10年以内の類似施設建設工事実績を備える者 2. 「協力法人」での対応を認める要件 地元専門事業者の参入機会の確保及び円滑な施工体制構築の観点から、構成法人に限らず、実際の設備工事を直接担う「協力法人（下請・施工受託業者等）」が要件を満たしている場合であっても要件を満たしているものとみなします。 ②糸満市指定給水装置工事事業者、⑤糸満市下水道排水設備指定工事店 糸満市下水道排水設備指定工事店の一覧（令和8年4月1日現在） 市内：https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/attachment/21361.pdf 市外：https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/attachment/21360.pdf
第2回	223	共通	様式2-2	（2）事業実施体制	「様式1-6関連等」とあります。財務状況は様式1-7ではないのでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式2-2（2）事業実施体制における記述を訂正いたします。
第2回	224	共通	様式1-1グループ	2 申請者の概要	「申請者の主たる事業」は設計企業で「設計・監理」などでしょうか、例えば商社が構成法人だった場合、本業の商社としての「主たる事業」でしょうか、あるいは本事業におけるこの商社の「主たる事業」でしょうか（そうだとすると2行下の「企業の役割」と重複ですが）。	様式1-1応募参加申込書（グループ）における「申請者の主たる事業」には、各構成法人の本業としての主たる事業をご記載ください。
第2回	225	共通	様式1-1グループ	2 申請者の概要	代表取締役の役職と氏名で良いのでしょうか。4行分とってありますが、全役員でしょうか。	様式1-1応募参加申込書（グループ）における「役員の役職及び氏名」には、代表取締役だけでなく、全役員の役職と氏名をご記載ください。欄が不足する場合には適宜行を追加してください。
第2回	226	共通	様式1-1グループ	2 申請者の概要	本事業における当該企業の役割でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
第2回	227	共通	様式1-1グループ		様式1-1（単独で応募）の記載事項に比べ、かなり項目数が少ないのですが、これではよろしいのでしょうか。単独は所在地や担当責任者の記載を求めています、グループにはそれらがありません。	様式1-1応募参加申込書（グループ）を提出する場合、様式1-4グループ構成員届、様式1-6グループ協定書を提出いただくため、一部記載内容が重複することから、様式1-1応募参加申込書（グループ）の記載事項を簡素化しております。 一方で、様式1-1応募参加申込書（グループ）には、法人の担当責任者の記載欄が設けられていませんでしたので、新たに記載枠を追加いたします。作成にあたりましては、修正しました様式を作成・提出ください。
第2回	228	共通	様式1-4	グループの成立時期	グループの成立時期とは何でしょうか。例えば、糸満市と契約を結んだ日、指定管理業務の始まる日、このグループで本件に参加すると決めた日などが考えられます。	様式1-4グループ構成員届における「グループ成立時期」につきましては、グループ内での検討・合意を開始した日ではなく、グループ協定書を正式に締結した日付（協定書末尾の締結年月日等）をご記載ください。
第2回	229	共通	様式1-6	協定書	第4条に「指管理期間終了後」とあります。「指定管理期間終了後」でよろしいでしょうか。	No.230に同じ
第2回	230	共通	様式1-6	協定書	第4条は「指管理期間終了後3か月」とあり、第10条は「当該事業を完了する日」とあります。これは同日と解釈してよろしいでしょうか。あるいは提案次第で指定管理期間と研修センター改修運営事業の終了時期が異なる場合などを想定しているのでしょうか。	本事業におけるグループの存続期間及び構成員の脱退制限期間につきましては、本事業に含まれるすべての事業の期間及びこれに伴う精算手続きが終了する日を指し、第4条と第10条に定める日は同日となります。 これに伴い、解釈の明確化と表記の適正化を図るため、様式1-6グループ協定書（案）第4条の規定を「すべての事業の期間が終了した日から3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない」とする内容に修正いたします。
第2回	231	共通	様式1-7	財務状況表	表の下から3段目の総資産③は括弧で総資本とあるので「総資産」で間違いはないですが、下から2段目の総資産④は「純資産」と解釈してよろしいですね。	お見込みのとおりです。
第2回	232	共通	様式1-7	財務状況	脚注の「※売上高営業利益率等の割合については、小数第一位未満を四捨五入して記入してください」とあります。売上高営業利益だけに限らず、パーセンテージで書くものすべて小数第一位未満を四捨五入という解釈でよろしいでしょうか。また、「少数第一位未満を四捨五入」は「少数第二位の数字を四捨五入する」という意味でしょうか。	様式1-7財務状況表におけるパーセンテージで記載するものは、「すべて小数第二位を四捨五入」としてください。 また様式中にある「小数第一位未満を四捨五入」は、「小数第二位を四捨五入」に読み替えてください。
第2回	233	共通	募集要項	P11	「公募対象公園施設を所有し、設置許可を受ける法人として、SPCを設立するのが望ましい」とあります。糸満市のお考えとしてはパークPFI事業にだけ、SPCの設立が望ましいとしているのでしょうか。 指定管理、研修センター事業ではSPCについて、言及していないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 P-PFI事業は民間資産の建設・所有を伴うためSPC設立を推奨しておりますが、指定管理事業及び研修センター改修運営事業の改修資金調達や指定管理の受託については、各グループの財務戦略に委ねる意図から言及しておりません。
第2回	234	共通	募集要項	P42	事業継続困難時の措置の2段落目に「指定管理の指定を取り消された場合には、市はP-PFI事業の設置管理許可を取り消すことができる」とあります。P-PFIでは収益施設、例えばカフェに「約19年間この場所で営業できる」という触れ込みで事業者を募るのですが、当該カフェに無関係な指定管理事業者の過失や瑕疵で、営業許可が取り消されるという規定があると、収益施設を集めることは困難です。この条文を削除するか、「市と協議する」などに修正できませんか。	募集要項における「設置管理許可を取り消すことができる」との規定は、指定管理者の指定取消に伴い、直ちにP-PFI事業の許可を取り消すことを意味するものではありません。 万一、指定管理者の指定が取り消される事態が生じた場合におきましては、公園全体の健全な管理運営及び事業の一体性を維持するため、代替となる管理体制の再構築等について本市と認定計画提出者との間で協議を行い、是正の機会を設けることとなります。当該協議等を通じて適切な是正措置が講じられ、公園全体の適切な管理運営が継続できると本市が認めた場合は、直ちに設置管理許可を取り消すものではありません。
第2回	235	共通	募集要項／質問回答整理表	P.11～12／No.101・102	代表法人自身が、公園・体育施設の類似管理運営実績、一級建築士事務所登録、建設業に係る資格・実績等のすべてを有していない場合であっても、それぞれの要件を満たす構成法人を応募グループ内に配置し、代表法人が事業全体の統括、市との協議、事業計画、地域連携、利用促進等を担う体制であれば、代表法人となることは可能でしょうか。代表法人自身に必須となる固有の資格・類似施設管理運営実績等がある場合は、あわせてご教示ください。	可能です。 代表法人自身に必須となる固有の資格等はありませんが、募集要項に規定する応募資格のうち、直近決算において債務超過でないことが要件となります。

第2回	236	共通	募集要項／質問 回答整理表	P.18／ No.101・ 143・146	応募グループの構成法人として、施設の日常的な維持管理そのものを主業務とするのではなく、地域連携、利用促進、自主事業の企画運営、イベント企画、広報・PR、情報発信等を主な担当業務とする法人を配置することは可能でしょうか。また、当該法人が有する地域活動、イベント企画・運営、情報発信、市内事業者・地域団体等との連携実績を、担当業務に対応する実績として提案書に記載し、実施体制、利用促進、自主事業、地域性等を示す資料とすることは可能でしょうか。	可能です。 代表法人と構成法人の役割分担及び構成法人が担う役割については、応募者の提案に委ねております。ただし、施設の日常的な維持管理そのものを主業務とする構成法人との住み分けを明確にし、提案書にご記載ください。 また、地域活動、イベント企画・運営、情報発信、市内事業者・地域団体等との連携実績を提案書に記載することは可能ですが、公園・体育施設の管理運営実績は、実績の「規模」や「機能」における類似性、本事業を遂行できる経験があると判断できる場合等、総合的に評価いたします。
第2回	237	指定管理者制度	募集要項／質問 回答整理表	P.34・37／ No.48・112・ 143	西崎総合体育館、西崎プール、西崎球場、西崎陸上競技場、屋内運動場、西崎パークゴルフ場等について、通常の施設利用、避難動線、安全性等を妨げないことを前提として、施設入口周辺、共用スペース、主要な歩行動線、駐車場周辺等において、飲食、物販、体験、イベント、ポップアップ等の自主事業を定期的に実施する提案は可能でしょうか。実施場所について利用上の制限、使用できない区域、必要となる許可・手続等がある場合は、あわせてご教示ください。	可能です。 自主事業を定期的に実施する提案については問題ございません。 また、通常施設利用等を妨げない区域であれば制限等特にございませんが、自主事業実施の際は、事前に市へ事業計画の提出が必要となります。
第2回	238	指定管理者制度	募集要項	P.18・34	西崎運動公園内の各体育施設、西崎親水公園、西崎パークゴルフ場等を一体的に捉え、施設間の回遊や相互送客を促進する仕組みを自主事業として提案することは可能でしょうか。例えば、スタンプラリー、共通ポイント、利用特典、回遊キャンペーン、複数施設を組み合わせた体験企画等を継続的に実施することは可能でしょうか。なお、利用料金の割引等、市の承認が必要となるものは必要な手続を経ることを前提とします。	可能です。 自主事業を定期的に実施する提案については問題ございません。
第2回	239	指定管理者制度	募集要項／質問 回答整理表	P.4・18・34／ No.146	本事業の目的である「西崎エリアの魅力向上及び地域経済の活性化」を図るため、西崎エリア内で事業を完結させるのではなく、市内の観光施設、商業施設、飲食店、地域団体、地域行事等と連携し、西崎エリアを起点として糸満市内への回遊を促進する取組を提案することは可能でしょうか。また、対象施設外の市内事業者等と連携したキャンペーン、体験企画、商品・サービス等についても、本事業における利用促進・地域連携施策として提案することは可能でしょうか。	可能です。 本事業における利用促進・地域連携施策としての提案については、問題ございません。
第2回	240	指定管理者制度	募集要項／質問 回答整理表	P.4・18／ No.143	西崎エリア及び糸満市の魅力向上、市外・県外からの来訪動機の創出を目的として、必要な権利処理や許可を行うことを前提に、糸満市の歴史、文化、自然、スポーツ、地域資源、地域キャラクター・IP等を活用した体験型コンテンツ、イベント、商品、飲食、サービス、情報発信等を自主事業として継続的に展開することは可能でしょうか。また、それらを単発イベントではなく、年間を通じて西崎エリアへの継続的な来訪につなげる事業として提案することは可能でしょうか。	可能です。 西崎エリアへの継続的な来訪につなげる事業として提案については、問題ございません。 なお、関係部局及び関係機関との調整は提案者において実施していただくことになります。
第2回	241	指定管理者制度	募集要項／質問 回答整理表	P.17・30・34 ／No.29・134 ～136	自主事業収入が指定管理者に帰属するとの既回答を踏まえ、市との協議等により必要となる公園への収益還元を行った後の事業者帰属分について、その一部を翌年度以降の自主事業、利用促進、広報、サービス向上、新規コンテンツ開発等の実施原資として計画的に確保し、複数年度にわたり再投資していく事業計画を提案することは可能でしょうか。年度をまたいだ資金の確保・再投資について、指定管理業務と自主事業の会計区分、年度末の取扱い、協定上の制約等がある場合は、あわせてご教示ください。	提案可能です。公園の持続的な魅力向上や利用促進に向け、自主事業収益を計画的に再投資する事業計画の提案を歓迎いたします。なお、提案及び実施にあたっては、以下の点にご留意ください。 1. 区分会計の徹底 指定管理業務に係る会計（指定管理料等）と、自主事業に係る会計につきましては、明確に区分会計で管理してください。 2. 資金の積立・繰越及び会計処理 本市への収益還元（納付金等）の義務を履行した後の事業者帰属分（自主事業の利益）につきましては、事業者の責任と判断において、法人会計上適切な処理を行った上、翌年度以降の再投資原資として計画的に活用していただくことは特段問題ないものと考えます。
第2回	242	指定管理者制度	募集要項／質問 回答整理表	P.12・18・34 ／No.143	施設及び自主事業の継続的な利用促進を目的として、利用者本人の任意登録及び同意を前提に、LINE、アプリ、Web等を活用した会員制度、デジタルスタンプ、ポイント、利用特典、イベント情報配信等の仕組みを自主事業として導入することは可能でしょうか。また、指定管理業務において取得する利用者情報と、自主事業において本人の同意を得て取得する会員・顧客情報について、情報管理上または利用上必要となる区分・条件等があればご教示ください。	可能です。 自主事業において、本人の同意を得て取得する会員・顧客情報については、以下の区分・条件と整理いたします。 ①指定管理業務において取得する情報（本来業務） 個人情報保護法等関係法令を遵守し、厳重に管理すること。取得した情報を、本人の明示的な同意なく自主事業（マーケティング、販促、メルマガ配信等）の目的に流用不可。 ② 自主事業（会員制度・LINE・アプリ等）において取得する情報 明確な同意取得：登録画面等において、利用目的（イベント情報配信、ポイント付与、利用特典の提供など）、利用規約、プライバシーポリシーを明示し、本人の意思に基づく同意を得ること。 データの分散管理：指定管理業務のシステム・データベースと、自主事業（アプリ・LINE等）のデータベースは分散させ、混同・漏洩を防ぐ環境を構築すること。 退会・同意撤回の保証：会員がいつでも登録解除・退会でき、退会時には取得した個人情報を速やかに削除または匿名化する仕組みを講じること。 外部委託先の管理：システム開発やデータ保管を外部事業者に委託する場合は、個人情報保護条項を含む契約を締結し、指定管理者が責任を持って適切な監督を行うこと。
第2回	243	共通	募集要項	P.5	指定管理事業の期間が差し迫っている状況であれば、先に指定管理事業者を選定し、Park-PFI＋民間収益事業の事業者選定が望ましいと考えます。一体公募でうまくいっている県内事業はありますでしょうか。スキームが複雑になることのデメリットもあると思われます。市の考えを教えてください。	本市では、指定管理期間の満了に伴うスケジュールの着実な履行と、公園全体の魅力向上・管理運営の最適化を両立させる観点から、一体公募（P-PFI＋指定管理＋西崎研修センター企画提案）を採用しております。 分離発注とした場合、P-PFI事業者と指定管理事業者の間での利用調整や責任分担、費用調整等のコストが発生し、整備と運営の相乗効果が十分に発揮されない懸念があります。一体公募とすることで、整備と運営を同一のコンセプトのもとで一体的に展開でき、施設全体の魅力向上、利用促進、及び効率的な管理運営が可能となるものと考えております。 また、P-PFIと指定管理者制度の一体公募は、県内においては事例数が限られたものと認識しておりますが、国土交通省のガイドライン等でも推奨されているとおり全国の自治体でもP-PFI事業の標準的な手法として幅広く導入されているものと認識しております。
第2回	244	共通	募集要項	P.11	SPCを設立することが望ましいと考える理由を教えてください。事業規模によっては、SPC設立費用や資金調達の種類手数料の負担が大きくなります。民間側に負担を寄せすぎではないでしょうか。	本事業においてSPC（特別目的会社）の設立を「望ましい」としているのは、長期にわたる事業運営における責任体制の一元化、契約手続きや収支管理の明確化、及び事業継続性の確保を目的とした提案上の推奨事項であり、民間事業者に過度な負担を求めるものではありません。 なお、本募集要項における本表現は、SPCの設立を義務付けるものではありません。 応募グループの連携体制、事業規模、及びリスク管理手法に応じ、SPCを組成しない形での提案も可能です。
第2回	245	共通	募集要項	P.14	公募（7/10）から応募書類受付（10/2）までが短すぎると考えられます。金融機関との調整のハードルは高いです。事業の蓋然性について市の考えを教えてください。	公募期間（7月10日～10月2日）につきましては、次期指定管理期間の開始に向けた議会上程手続きや、最優秀提案者選定後の引継ぎ等の準備期間を考慮し設定しております。応募者の皆様の検討に資するよう、各種過年度データや関係資料の開示を行っておりますので、これらを活用の上ご検討くださいますようお願いいたします。 また、本公募における事業性につきましては、金融機関が発行するLOI（融資意向書）等の提出有無のみで一義的に判断するものではありません。公募期間における金融機関との調整期間を考慮し、応募時点でのLOI等の提出は必須とはせず、金融機関との協議状況及び具体的プロセスの提示、応募者の財務基盤及び自己資金力、収支計画の妥当性等を総合的に審査することで事業性を評価いたします。

第2回	246	指定管理者制度	質問回答整理表	No.57	設置管理許可施設の許認可につきましては、貴市が権限を有するものと認識しております。ご回答内容を踏まえますと、既存の設置物件（特に自動販売機、コンテナ倉庫、防球ネット）については、現行の設置許可・占用許可が更新され、次年度以降も継続されるご方針との理解で良いのでしょうか。	次年度以降も継続の方針となります。
第2回	247	共通	募集要項/質問回答整理表	P12/No.99	第10条の「ただし、最優秀提案者選定後、NPO糸満市体育協会、西崎陸上競技場・球場芝管理委託業務、西崎グラウンド整備委託業務の受託者が有する管理ノウハウや地域連携を継承する目的で」と謳われております。ご回答内容から、これら受託者に限らず、他グループとの重複参加が認められるとも読み取れます。また、「最優秀提案者選定後」と明記されており、秘密保持の徹底、提案内容の独自性の確保の観点に照らし、趣旨・文言について明確にしていけないでしょうか。	本規定は、構成法人の複数の応募グループへの重複参加や選定後の追加・変更を認めるものではありません。 本規定の趣旨及び取扱いは以下のとおりです。 1. 本規定の趣旨 本規定は、①公募段階において現指定管理者（NPO法人糸満市体育協会等）に対して特定の応募グループのみが独占的取引を求める行為を防ぐこと、及び ②最優秀提案者選定後において、最優秀提案者が公園の円滑な引き継ぎや地域連携の維持を目的に、現受託者が有する管理ノウハウの承継や業務協力を円滑に行えるようにすることを目的として定めております。 2. 重複参加の禁止と秘密保持の徹底 質問回答整理表No.110のとおり、応募グループの構成法人として参画する法人が複数の応募グループの構成法人及び協力法人として重複して公募に参加することは認められません。また、本市から現指定管理者に対しても公平性及び秘密保持の徹底を促しており、不当な情報提供がないよう適切な対応を求めています。 3. 選定後の取扱い 選定後における現受託者等との協議・事業参加は、最優秀提案者が自らの提案内容及び事業計画に基づき、下請や業務委託等の実務上の協力体制を構築すること（ノウハウ承継）を想定したものであり、応募時のグループ構成（構成法人）そのものを変更・追加するものではありません。
第2回	248	指定管理者制度	その他	-	陸上競技場および野球場の芝生管理に係る管理用資材（種子・薬品類の納品、オーバーシード作業等）について、現状は、貴市より直接業者へ発注されているものと伺っております。しかしながら、ご提示いただいた関連資料からは、当該業務の発注形態を確認することができませんでした。次年度以降も同様に扱いとなる認識でよろしいでしょうか。(令和7年度委託費詳細)	芝生管理に係る資材については予算の範囲内で糸満市において発注いたします。 「質問No.248.249.254_R7実績委託費」
第2回	249	指定管理者制度	その他	-	グラウンド整備に係る管理用資材（土、作業等）について、現状は、貴市より直接業者へ発注されているものと伺っております。しかしながら、ご提示いただいた関連資料からは、当該業務の発注形態を確認することができませんでした。つきましては、次年度以降も同様に扱いとなる認識でよろしいでしょうか。(令和7年度委託費詳細)	グラウンド整備に係る黒土については予算の範囲内で糸満市において発注いたしますが、作業については次年度から指定管理料に含めているため指定管理者において実施することとなります。 「質問No.248.249.254_R7実績委託費」
第2回	250	指定管理者制度	その他	-	各公園施設における既設遊具の点検につきまして、提示いただいた「点検業務委託一覧」に記載が確認できませんでした。現状は、貴市より直接専門業者へ発注されているものと理解しておりますが、次年度以降も同様の取扱いとなる認識でよろしいでしょうか。(令和7年度委託費詳細)	各公園施設の遊具等の管理保全については、指定管理者の業務となります。（要求水準書P19（3）施設管理に記載）
第2回	251	指定管理者制度	その他	-	ウォーターライダー3基のうち1基が機械不具合により今季の利用を中止しており、他2基のみ稼働している状況と伺っています。また漏水事象もあると伺っており、関連施設の老朽化が進んでいることがうかがえます。ライダーの停止は夏季の集客および運営収支に直接的な影響を及ぼすため、当該設備の修繕方針および更新計画等について、運営期間中、事業者が負担を負う事がないよう整理して頂けますでしょうか。	溪流ライダーのポンプ不具合については、夏季営業終了後、今年度中に市において修繕いたします。
第2回	252	指定管理者制度	募集要項/質問回答整理表	P21/No.19	小規模補修の上限額につきまして、地方自治法施行令の改正により少額随意契約の上限額が200万円へ引き上げられたことは理解します。しかしながら、少額随意契約の上限額は契約方式の選択に係る基準であり、補修区分としての「小規模」の定義とは直接の関係を有するものではございません。従前の整理においては100万円以下を小規模補修としており、200万円規模の補修は小規模の範囲を超えるものと考えられます。また、経年劣化に伴う補修は継続的に発生する性質を有することから、事業者負担の累積を踏まえますと、上限額は従前通り100万円以下とすることが妥当と考えております。つきましては、小規模補修は上限額、100万円以下への修正を再検討いただけないでしょうか。	200万円以下の修繕を全て指定管理者負担とするものではなく、あくまで小規模の基準として定めているものです。 経年劣化に伴う修繕の継続性や事業者負担について、実際の修繕対応にあたりましては、双方の修繕予算の範囲や現場の状況を踏まえ、指定管理者・糸満市の双方にて協議を行い柔軟に対応していく考えでございます。
第2回	253	指定管理者制度	募集要項	P21	施設賠償責任保険について、施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥や施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、他人(利用客)にケガをさせたり(対人事故)、他人の物を壊したり(対物事故)したために、被保険者(保険の補償を受けることができる方)が法律上の損害賠償責任を負担された場合に被る損害を補償する保険です。糸満市が加入している各種保険のうち、施設賠償責任保険については、指定管理者（事業者）も共同被保険者として補償対象に含まれる仕組みが整備されておりますでしょうか。	市が加入する施設賠償責任保険における指定管理者の補償対象化については、基本協定の締結時に、市と指定管理者双方で協議を行い、適切な保険体制を整備するものとします。 なお、募集要項P39_第31条 指定管理者の費用について（保険）において、「公園及び体育施設等の利用者が、その敷地内において、事件・事故により死亡又は傷害を負った場合に備え、保険が適用できるよう措置を講じること」と定めており、指定管理者は利用者への対応に必要な保険加入を実施することとなります。
第2回	254	指定管理者制度	質問回答整理表	No.19	指定管理者より発注(委託費明細参照)されている各委託業務につきまして、その他、資料上に開示（記載）のない業務については、従前どおり糸満市と事業者との分担により実施されとの認識で差し支えないか、確認しております。また、糸満市において、今後事業者が担うものと認識されている専門的業務の委託発注を要する業務が、委託費明細以外に存在するかにつきましても、(ある場合は金額も含めて)併せてご教示いただけますと幸いです。さらに、法令上必要とされる点検項目につきまして、別途新たに確認された場合には、双方協議のうえで対応方法を整理するという理解でよろしいか、念のため確認させていただきます。	資料は令和7年度の実績参考資料です。資料に記載されていない業務については協議としますが、基本的には指定管理者負担と考えております。 委託費について、これまで糸満市にて発注を行っていた「西崎球場グラウンド整備委託業務」は今後指定管理者において発注することとなります。また糸満市スポーツ観光交流拠点施設の設備点検等についても指定管理の範囲となります。別紙資料へ追記しておきます。 「質問No.248.249.254_R7実績委託費」 法令改正により今後必要となるような点検項目が発生した場合は協議とします。
第2回	255	指定管理者制度	募集要項	P21	収支推移における区分3「雑収入」および「雑費」につきまして、本来、他の費目に分類できない少額、非定期の項目を整理するための科目である認識ですが、いずれの計上額も高額となっております。適正な実施計画および費用試算を行うための前提データとして内容を把握することが不可欠であるため、恐れ入りますがご確認のうえ、内訳のご提示をいただけないでしょうか。	令和7年度実績4月～6月分提示いたします。 「質問No.255_R7実績雑費」参照
第2回	256	指定管理者制度	質問回答整理表	No.28,58,75,87/指定管理者組織図	屋内運動場の人員体制の詳細（配置人数、雇用形態）等をお示しいただけますでしょうか	屋内運動場の人員体制の詳細（配置人数、雇用形態）は以下のとおりです。 配置人数：3名 雇用形態：臨時職員1名、パート2名
第2回	257	指定管理者制度	質問回答整理表	No.33	陸上競技場の3種公認更新は今後復活の意向はありますでしょうか	現時点では復活の意向はございません。

第2回	258	指定管理者制度	募集要項	P.37	利用料金の設定は他市町村の状況や物価および人権費の高騰を鑑みながら条例改正も含めて検討いただくことが可能でしょうか。あわせて休館日の変更や利用時間の拡張の調整は可能でしょうか	料金改正や休館日の変更は検討・調整可能です。 なお、上記項目の変更には条例改正が必要なことから、市議会の承認が必要となります。
第2回	259	指定管理者制度	募集要項	P.37	広告・スポンサー募集において「施設の景観を損なわない範囲」とはどの程度の大きさまでを想定されているかご教示ください	大きさに決まりはございませんが、施設の景観を損なわない範囲とは単に広告の大きさではなく、公園の景観や利用目的に直接関係のない一般的な企業の宣伝広告そのものが該当するもので、自主事業の収益目的であっても条例の禁止規定に抵触するため許可できません。 イベント開催時の協賛（スポンサー）等「掲載等期間が決められているもの」でかつ「公園の景観を損なわないこと」が広告表示の要件になります。 また収益目的の広告付備品等（ベンチ、サイン、自販機等）も、自主事業の裁量を越えているため自主事業としての提案・受託は不可となります。 基本的には「公の施設の設置目的から逸脱しない範囲」かつ「協定や公募要領で認められた範囲」が事業者の裁量となります。
第2回	260	共通	プレゼンテーション・ヒアリング審査要領	P.3	プレゼンテーションの説明資料について、当日の追加資料は一切認めないものとされている一方、パネルの展示は可能とされています。しかし、パネル展示についても追加資料と同様に提案内容に付け加えて演出を行うことが可能なツールであると考えます。 つきましては、パネル展示についても不可とすることを希望いたします。 もしくは、演出の禁止にて示される内容を遵守していることを貴市にてご確認いただくため、モニターに投影するプレゼンテーション資料と同様に事前提出とすることを希望いたします。	プレゼンテーション審査時の説明資料として認めております「パネルの展示」につきましては、あくまでプレゼンテーション資料の説明及び視認性を補完するものに限定されます。そのため、プレゼンテーション資料に記載の無い新しい提案や演出を盛り込むことは認めておりません。 パネルの事前提出義務化および一律の禁止は行いませんが、当日のプレゼンテーション審査において事前提出資料の範囲を超えた提案内容や過剰な演出が確認された場合は、事務局の指示により撤去していただくほか、当該部分については審査の対象外といたします。
第2回	261	共通	プレゼンテーション・ヒアリング審査要領	P.3	プレゼンテーション投影資料について、企画提案書と同時に事前提出することとされていますが、貴市へ提出した企画提案書から文章・図表を転記するため（記載していない内容を誤記することなく資料作成するため）、企画提案書提出期限から1週間後の「10月9日（金）」を提出期限としていただくことは可能でしょうか。	プレゼンテーション審査時の説明資料につきましては、プレゼンテーション・ヒアリング審査要領にて規定した禁止事項に抵触していないか等について、市で確認作業を行うスケジュールの都合上、企画提案書と同時に事前提出を求めています。そのため、提出期限の延長対応はいたしません。
第2回	262	共通	プレゼンテーション・ヒアリング審査要領	P.3	準備時間および機器の接続について、以下3点の検討・ご回答をお願いいたします。 ・プレゼンテーション開始前の機器設置・接続の準備時間は5分以内とされていますが、事前の機器接続テストなく5分以内に準備完了することは困難なため、10分以内としていただくことは可能でしょうか。 ・貴市にて準備される65v型モニターについて、審査員用・事業者用の2台ご準備いただくことは可能でしょうか（事業者側についても、投影内容を視認し適切な説明を行うため）。 ・プレゼンテーション会場のレイアウトについて、スムーズな入場・接続を行うため、事前にご教示ください。	準備時間及び機器の接続について、以下のとおり回答いたします。 ①準備時間について 事前の機器接続テストを実施していないことによる事業者の作業時間を考慮し、プレゼンテーション・ヒアリング審査の 機器設置・接続の準備時間を5分から10分へ延長いたします 。また左記内容と整合するようにプレゼンテーション・ヒアリング審査要領を修正いたします。 ②投影モニターについて プレゼンテーション・ヒアリング審査要領に記載しております65v型モニターは選定委員に対して投影することを目的としたモニターとなっております。事業者用モニターにつきましては、同じサイズではありませんが、予備として2台目の投影モニターをご用意する予定ですので、そちらをご活用ください。 ③プレゼンテーション会場のレイアウトについて プレゼンテーション会場のレイアウトについては、応募書類の提出後、応募資格審査(1次審査)の通過者全てに対して、メール等で事前に通知いたします。
第2回	263	共通	プレゼンテーション・ヒアリング審査要領	P.4	プレゼンテーション審査およびヒアリング審査に参加できる人数は、応募者（グループ）1者につき4名までとされていますが、事業・業務が多岐に亘る本事業の提案において、4名以内で全事業に係るプレゼンテーション・質疑回答を行うことは困難です。つきましては、出席者を20名以内としていただくよう希望いたします。	No.218のとおり
第2回	264	共通	選定基準及び評価項目	P.6	西崎研修センター企画提案関係の配点について、各評価項目配点の小計と合計が合っておりません。正しい配点表への修正・公表をお願いいたします。	No.211のとおり
第2回	265	共通	募集要項	P.15	提出書類のファイリングについて、以下の2点をご教示ください。 ・「1.参加申込関連書類」～「6.西崎研修センター企画提案」までの全てを一つのファイルにまとめ、正本1部・副本8部の計9冊を提出する認識でよろしいでしょうか。 上記の場合、「1.参加申込書関連書類」～「3.応募資格関係書類」については事業者によって枚数が多く、一つのファイルに閉じられない可能性があります。つきましては、提出書類の枚数によってはファイルを分けるなどの工夫を行ってもよろしいでしょうか。 ・提出部数が「正本1部・副本1部」または「正本1部・副本8部」の書類がありますが、以下の構成（計：正本1部、副本8部）にて提出する理解でよろしいでしょうか。 正本：1部（全提出書類） 副本：1部（全提出書類） 副本：7部（副本8部指定の提出書類）	提出書類（様式、丸番号が表す①～㊸）の綴じ方、構成、及びインデックスの付け方につきましては、No.217に同じです。 また、枚数が多く、1つのファイルに閉じられない場合につきましては、ファイルを分けるなどの工夫を行って差し支えありません。
第2回	266	共通	要求水準書	P.12	予約受付について、貴市にて予約システムの導入予定はありますでしょうか。また、導入を予定されている場合、システム事業者・導入対象施設等の詳細をお教えください。	今年度予約システムの導入予定でございます。事業者はバストラーレ（いつでも貸館）、対象施設は都市公園内にある有料公園施設（プールを除く）全てとなっております。陸上競技場等は利用状況のみとなります。
第2回	267	指定管理者制度	その他	-	し尿処理場からの処理水を西崎運動公園内に送水・循環するポンプについて、現在故障状態であることと存じます。本設備について、修繕予定、および修繕に係る費用見積金額等の内容についてご教示ください。	し尿処理場から公園内への送水については故障しておらず、公園内の循環ポンプが故障しております。現在ポンプの修繕予定はなく、修繕金額も不明となっております。